

No.

土木工事標準積算基準書

令和元年 10 月

令和 2 年 3 月 一部改定 (第 1 回)

令和 2 年 5 月 一部改定 (第 2 回)

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>(3) 維持工事（複数年度の国債工事） 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持の工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年国債の例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> — 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> — 直接工事費 — 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> — 共通仮設費 — 現場管理費 — 一般管理費等 — 消費税等相当額 <p style="text-align: right;">（平成○年度）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> — 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> — 直接工事費 — 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> — 共通仮設費 — 現場管理費 — 一般管理費等 — 消費税等相当額 <p style="text-align: right;">（平成□年度）</p> </div> </div> <p>1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「① 直接工事費」による。</p> <p>(2) 間接工事費 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「② 間接工事費 2 共通仮設費」による。</p> <p>(イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 (ニ) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繕費</p> <p>3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「③ 間接工事費 3 現場管理費」による。</p> $\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$ <p>ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「一般管理費等」による。</p> $\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$ <p>(4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「② 消費税等相当額」による。</p> <p style="text-align: center;">I-1-②-2</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p style="text-align: center;">記載の修正</p> <p style="text-align: center;">記載の修正</p> <p style="text-align: center;">記載の修正</p>
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考
記載なし	<div style="text-align: center;">現 行</div> <p>記載なし</p> <p>[例-1]</p> <p>α : 構成比 ▨ : 休 憩</p> <p>[例-2]</p> <p>[例-3]</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-3</p>	改 正 現 行	備 考
		(4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。	記載の追記
		現行どおり	
積算上の注意事項			

工 種	間接工事費(共通仮設費)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																									
現	行	改 正	備 考																									
<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする(t当り製作単価として取扱う場合)。</p> <p>(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="text-align: center;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。 <p style="text-align: center;">I-2-②-3</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム、バットレス型)、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする(t当り製作単価として取扱う場合)。</p> <p>(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="text-align: center;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。 		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>語句の修正</p>
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																										
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																										
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																										
積算上の注意事項																												

工 種	間接工事費(共通仮設費)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

工種区分	工 種 内 容	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	



工種区分	工 種 内 容	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	

語句の修正

I-2-②-5

積算上の注意事項		
----------	--	--

工 種	準備費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	備 考
	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用 <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用 <p>3) 準備として行う以下に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。） ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 <p>なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>現行通り</p> <p>3) 準備として行う以下に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、<u>竹等</u>を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。） ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 <p>なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。<u>(伐採作業に伴う現場内の集積・積込み作業は含まない。)</u></p> <p>現行通り</p>	<p>語句の修正</p>
	I-2-②-26		

工 種	安全費
-----	-----

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安巻、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「すい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第9章「土木諸工工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（焼付施工労務費を含む）合計額とする。</p>	記載の明確化
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	
	<p>2-7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品質管理のための試験等に要する費用 2) 出来形管理のための測量等に要する費用。 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 <p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等(道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く)に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用 ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用 ⑩ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑪ トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用 ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用 ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用(現場溶接部の検査費用を含む) ⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) ⑮ 品質証明に係る費用(品質証明費) ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 <p>上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器(鉄筋探査等)を用いた調査に要する費用 ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(ニ) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 <p>なお、システム初期費については<u>1工事あたり</u>使用機種毎に一式計上とする(施工箇所が点在する工事の場合は、箇所ごとに計上するのではなく、<u>1工事あたり</u>使用機種毎に一式計上とする)。</p> </div> <p>(ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>現行どおり</p>	<p>語句の修正</p>
積算上の注意事項	I-2-②-33		

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																					
	現 行	改 正																																																						
	<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>表-3 地域補正の適用</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大都市(1),(2)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.2</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1),(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市(1),(2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事(1),(2)	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6	現行どおり									
適用条件			補正係数	適用優先																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																						
大都市(1),(2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																				
	舗装工事																																																							
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
	下水道工事(1),(2)																																																							
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																				
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																				
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																				
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																				
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6																																																				
	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>表-3 地域補正の適用</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般交通影響有り(2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="3">1.1</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地(DID補正)(1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(DID補正)(1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	道路維持工事	舗装工事	市街地(DID補正)(1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	記載の変更
適用条件			補正係数	適用優先																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																						
市街地(DID補正)(1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																				
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
	橋梁保全工事																																																							
一般交通影響有り(1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																				
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
	橋梁保全工事																																																							
一般交通影響有り(2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																																				
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
市街地(DID補正)(1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																				
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																							
一般交通影響有り(1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																				
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																							
一般交通影響有り(2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																				
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																							
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																				
積算上の注意事項																																																								

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

工 種	一般管理費等
-----	--------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額			
<p>① 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p>		<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	記載の修正
I -3-①-1			
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)</p> <p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>$\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 現場環境改善等費 (仮設関係, 安全関係, 営繕関係) (総価契約単価合意方式以外の場合に適用)</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法 (率計算部分)</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善等費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の現場環境改善等費 B : 現工事の対象額 D : 合算工事の対象額 $\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善等費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善等費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p>		<p>現行どおり</p> <p>(4) 現場環境改善等費 (仮設関係, 安全関係, 営繕安全関係及び地域連携) (総価契約単価合意方式以外の場合に適用)</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法 (率計算部分)</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善等費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の現場環境改善等費 B : 現工事の現場環境改善等費対象額 D : 合算工事の現場環境改善等費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善等費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善等費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p> <p>現行どおり</p>	<p>語句の修正</p>
I-4-①-3			
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	備 考
	<p style="text-align: center;">第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算</p> <p>① 土木請負工事の特許使用料の積算について</p> <p>1. 土木 請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(1) 特許使用料の適用</p> <p>特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。</p> <p>(2) 特許使用料の積算</p> <p>特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> </div> <p>1) 特許使用料の算出</p> <p>共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法等に係る全ての特許使用料を計上する。</p> <p>なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	記載の修正
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	備考						
現	行	改 正	備 考						
<p>① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について</p> <p>1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 時間的制約条件</p> <p>1) 現道の交通量の多い時間帯</p> <p>2) 通勤・通学の時間帯</p> <p>3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯</p> <p>4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等 以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。</p> <p>ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。</p> <p>(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲</p> <p>制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。 なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。</p> <p>(3) 労務費の算定方法</p> <p>時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。</p> <p>1) 作業時間の算出</p> <p>拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする） 作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）</p> <p>2) 補正割増し係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間的制約状況の程度</th> <th style="text-align: center;">補正割増し係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間的制約を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">1.06</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間的制約を著しく受ける場合</td> <td style="text-align: center;">1.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。 「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。</p> <p>3) 設計労務単価の補正割増し</p> <p>設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。</p> <p>イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価 設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数</p> <p>ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例-1、例-2） 設計労務単価＝[公共工事設計労務単価＋割増し賃金]×補正割増し係数</p> <p style="text-align: right;">I-8-①-1</p>		時間的制約状況の程度	補正割増し係数	時間的制約を受ける場合	1.06	時間的制約を著しく受ける場合	1.14	<p>① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について</p> <p>1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 時間的制約条件</p> <p>1) 現道の交通量の多い時間帯</p> <p>2) 通勤・通学の時間帯</p> <p>3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯</p> <p>4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等</p> <p>5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等 1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。</p> <p>ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	記載の修正
時間的制約状況の程度	補正割増し係数								
時間的制約を受ける場合	1.06								
時間的制約を著しく受ける場合	1.14								
積算上の注意事項									

改正理由	一部改正	改正 — 現 行																										
現 行	改 正	備 考																										
<div data-bbox="271 403 954 895" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について 土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</p> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>1-1 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示しそれに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む、以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>(4) 中止により工期延期となる場合の費用 中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>(5) 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> </div> <div data-bbox="271 978 954 1310" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">請負工事費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; vertical-align: middle;">— 工事価格</td> <td rowspan="2" style="width: 5%; vertical-align: middle;">—</td> <td style="width: 15%;">— 工事原価</td> <td style="width: 15%;">— 直接工事費</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; vertical-align: middle;">— 純工事費</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">— 間接工事費</td> <td style="width: 15%;">— 共通仮設費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 消費税等相当額</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— *</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 一般管理費等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">— 現場管理費</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 現場管理費</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">— 中止期間中の現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">*中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">I-10-①-1</p>	— 工事価格	—	— 工事原価	— 直接工事費	— 純工事費	— 間接工事費	— 共通仮設費	— 消費税等相当額	— *	— 一般管理費等	— 現場管理費	— 現場管理費	— 中止期間中の現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用	<div data-bbox="1196 371 1805 435" style="text-align: center;"> <p>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> </div> <p>① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について 受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</p> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>1-1 増加費用の適用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>1-2 増加費用の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む、以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</p> <p>(4) 工期延長等となる場合の費用 工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">} 現行どおり</p> <p>2. 増加費用の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">請負工事費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; vertical-align: middle;">— 工事価格</td> <td rowspan="2" style="width: 5%; vertical-align: middle;">—</td> <td style="width: 15%;">— 工事原価</td> <td style="width: 15%;">— 直接工事費</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; vertical-align: middle;">— 純工事費</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">— 間接工事費</td> <td style="width: 15%;">— 共通仮設費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 消費税等相当額</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— *</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 一般管理費等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">— 現場管理費</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">— 現場管理費</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">— 工期延長等に伴う現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p>	— 工事価格	—	— 工事原価	— 直接工事費	— 純工事費	— 間接工事費	— 共通仮設費	— 消費税等相当額	— *	— 一般管理費等	— 現場管理費	— 現場管理費	— 工期延長等に伴う現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用	<p>適用基準の改定に伴う修正</p>
— 工事価格			—	— 工事原価		— 直接工事費	— 純工事費																					
	— 間接工事費	— 共通仮設費																										
— 消費税等相当額	— *	— 一般管理費等	— 現場管理費	— 現場管理費																								
			— 中止期間中の現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用																									
— 工事価格	—	— 工事原価	— 直接工事費	— 純工事費																								
		— 間接工事費	— 共通仮設費																									
— 消費税等相当額	— *	— 一般管理費等	— 現場管理費	— 現場管理費																								
			— 工期延長等に伴う現場維持等の費用 + — 工期短縮により増加する費用																									
積算上の注意事項																												

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	<p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、中止期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 積上げ項目 積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。 イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ロ. 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>2) 率で計上する項目 中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用 現場搬入済みの建設機械（質量20t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用 工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）</p> <p>ハ. 役務費の増加費用 仮設に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ. 営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用 ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 ・工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用 ・工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用 ・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当</p> <p>(2) 算定方法 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） dg：中止に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）</p> <p>1) 中止に伴い増加する現場経費率 $dg = \left\{ A \left[\left(\frac{J}{a \times J^{1+a}} \right)^b - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right] \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ ただし、 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） N：中止日数（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A、B、a、b：各工種毎に決まる係数（別表-1）</p> <p>I-10-①-2</p>	<p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、<u>工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</u></p> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>現場における増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 材 料 費 ※ 労 務 費 ※ 水道光熱電力等料金 ※ 機 械 経 費 ※ 仮 設 費 ※ 運 搬 費 ※ 準 備 費 ※ 事業損失防止施設費 ※ 安 全 費 ※ 役 務 費 ※ 技 術 管 理 費 ※ 営 繕 費 ※ <p>（元設計における直接工事費目）</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>（元設計における間接工事費目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 労 務 者 輸 送 費 ※ 社員等従業員給料手当 労 務 管 理 費 ※ 地 代 福 利 厚 生 費 等 </div> </div> <p>※積上げ項目</p> <p>本支店における増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税等相当額 <p>2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>i) 現場における増加費用</p> <p>イ 材料費</p> <p>① 材料の保管費用 工事を工期延長等長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料</p> <p>② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を工期延長等長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③ 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮した形状されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>① 工事現場の維持等に必要となる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>② 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜涵工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p>	<p>適用基準の改定に伴う修正</p>
積算上の注意事項	3項先へ移動	次項へ続く	

工 種	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
-----	--------------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
次項からの続き	次項からの続き	<p>ハ 水道光熱電力等料金</p> <p>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費</p> <p>① 工事現場に存置する機械の費用</p> <p>現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回る等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）</p> <p>③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用</p> <p>ホ 仮設費</p> <p>① 仮設諸機材の損料</p> <p>現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</p> <p>元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p>ヘ 運搬費</p> <p>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</p> <p>工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>② 大型機械類等の現場内運搬</p> <p>元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費</p> <p>別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費</p> <p>仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>① 既存の安全設備に係る費用</p> <p>工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費</p> <p>元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力水道等の基本料</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費</p> <p>原則として増加費用は計上しないものとする。</p> <p>ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているもの</p>	適用基準の改定に伴う修正
積算上の注意事項	次項へ続く	次項へ続く	

工 種	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
-----	--------------------

改正理由	一部改正	改正 現行		
現 行		改 正		備 考
	<p style="text-align: center;">次項からの続き</p> <p style="text-align: right;">次項へ続く ↓</p>	<p style="text-align: center;">次項からの続き</p> <ul style="list-style-type: none"> と同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用 ㉞ 営繕費 <ul style="list-style-type: none"> 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用 ㉞ 労務者輸送費 <ul style="list-style-type: none"> 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用 ㉞ 社員等従業員給料手当 <ul style="list-style-type: none"> 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用 <ol style="list-style-type: none"> ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 ㉞ 労務管理費 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直轄又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。 ② 解雇・休業手当を払う場合の費用 <ul style="list-style-type: none"> 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用 ㉞ 地 代 <ul style="list-style-type: none"> 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用 ㉞ 福利厚生費等 <ul style="list-style-type: none"> 現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用 ii) 本支店における増加費用 <ul style="list-style-type: none"> 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 iii) 消費税相当額 <ul style="list-style-type: none"> 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用 	<p>適用基準の改定に伴う修正</p>	
積算上の注意事項				

工 種	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
担 当	

改正理由	一部改正	改正 現 行	
------	------	-----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

3項前から移動

別表-1

工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地 (D I D地区・ 準ずる地区)				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
P C橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

(注) 係数Aの区分は以下のとおりとする。

- 市街地（D I D地区及びこれに準ずる地区）
施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- 山間僻地及び離島
施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。
- 地方部
施工地域が上記以外の地区をいう。
なお、一般交通等影響有とは以下の場合をいう。
①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

I-10-①-3

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）2）に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^b - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）2）に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世帯費）

A、B、a、b：各工種毎に決まる係数（別表-1）

別表-1

I 地区区分	係数A				係数B				係数a	係数b		
	一般交通等影響なし	一般交通等影響有	山間僻地離島	市街地	一般交通等影響なし	一般交通等影響有	山間僻地離島	市街地				
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615	
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	530.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3803	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	305.5	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	645.6	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	15.5714	0.1739
コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.2812
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1529	-0.1504	0.0035	0.6165
電線共同溝工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2800	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bの区分は施工地域区分は、「第1編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

削除

適用基準の改定に伴う修正

適用基準の改定に伴う修正

適用基準の改定に伴い削除

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																											
現行		改正																																																																																																																											
<p>表 15.5 標識板設置 (案内標識 [路線番号除く])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く</td> <td rowspan="2">路側式 片持式</td> <td rowspan="2">広角プリズム</td> <td>1枚</td> <td>2.0㎡未満</td> <td>㎡</td> <td rowspan="6">25</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門型式 添架式</td> <td rowspan="2">カプセルプリズム カプセルレンズ</td> <td>当り</td> <td>2.0㎡未満</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む</td> <td rowspan="2">封入プリズム・封 入レンズ</td> <td>面</td> <td>2.0㎡未満</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>積</td> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.6 標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板設置</td> <td>警戒・規制・指示・ 路線番号標識</td> <td>板の枚数、補助板の有無を問 わず</td> <td>基</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.7 添架式標識板取付金具設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">添架式標識板 取付金具設置</td> <td colspan="2">信号アーム部に取付</td> <td>組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明柱・既設標識柱に取付</td> <td>組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩道橋に取付</td> <td>組</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.8 標識基礎設置 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む</td> <td rowspan="3">標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量</td> <td>4.0㎡未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">8</td> </tr> <tr> <td>4.0㎡以上 6.0㎡未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>6.0㎡以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.9 標識柱・基礎撤去 (路側式 [単柱式・複柱式])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">路側式</td> <td>単柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>複柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.10 標識柱撤去 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">片持式</td> <td rowspan="2">1基当りの総質量 (支柱のみ)</td> <td>400kg未満</td> <td>基</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>400kg以上</td> <td>基</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">門型式</td> <td rowspan="3">1スパン当りの長さ (支柱のみ)</td> <td>10m未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様			単位	施工数量	標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚	2.0㎡未満	㎡	25	2.0㎡以上	㎡	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	当り	2.0㎡未満	㎡	2.0㎡以上	㎡	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む	封入プリズム・封 入レンズ	面	2.0㎡未満	㎡	積	2.0㎡以上	㎡	区分	規格・仕様		単位	施工数量	標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数、補助板の有無を問 わず	基	30	区分	規格・仕様		単位	施工数量	添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	20	照明柱・既設標識柱に取付		組	20	歩道橋に取付		組	3	区分	規格・仕様		単位	施工数量	基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	8	4.0㎡以上 6.0㎡未満	基	6.0㎡以上	基	区分	規格・仕様		単位	施工数量	路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	40	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	30	区分	規格・仕様		単位	施工数量	片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	12	400kg以上	基	9	門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	2	10m以上 20m未満	基	20m以上	基	<p>表 15.8 標識基礎設置 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む</td> <td rowspan="3">標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量</td> <td>4.0㎡未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">0.125</td> </tr> <tr> <td>4.0㎡以上 6.0㎡未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>6.0㎡以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規格・仕様		単位	施工数量	基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	0.125	4.0㎡以上 6.0㎡未満	基	6.0㎡以上	基	<p>現行どおり</p> <p>記載の変更</p> <p>現行どおり</p>
区分	規格・仕様			単位	施工数量																																																																																																																								
標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚	2.0㎡未満	㎡	25																																																																																																																							
			2.0㎡以上	㎡																																																																																																																									
	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	当り	2.0㎡未満	㎡																																																																																																																								
			2.0㎡以上	㎡																																																																																																																									
	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む	封入プリズム・封 入レンズ	面	2.0㎡未満	㎡																																																																																																																								
			積	2.0㎡以上	㎡																																																																																																																								
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数、補助板の有無を問 わず	基	30																																																																																																																									
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	20																																																																																																																									
	照明柱・既設標識柱に取付		組	20																																																																																																																									
	歩道橋に取付		組	3																																																																																																																									
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	8																																																																																																																									
		4.0㎡以上 6.0㎡未満	基																																																																																																																										
		6.0㎡以上	基																																																																																																																										
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	40																																																																																																																									
	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	30																																																																																																																									
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	12																																																																																																																									
		400kg以上	基	9																																																																																																																									
門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	2																																																																																																																									
		10m以上 20m未満	基																																																																																																																										
		20m以上	基																																																																																																																										
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																																																																																									
基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	0.125																																																																																																																									
		4.0㎡以上 6.0㎡未満	基																																																																																																																										
		6.0㎡以上	基																																																																																																																										
積算上の注意事項																																																																																																																													

工種	市場単価の1日当り標準施工量
----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																													
現行		改正																																													
<p>表 15.11 標識板撤去 (路側式, 片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標識板撤去 (添架式は除く)</td> <td>案内標識以外</td> <td>路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)</td> <td>基 60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">案内標識 (片持式・門型式)</td> <td>1枚当りの面積</td> <td>2.0㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡ 50.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.12 標識板撤去 (添架式標識板)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板撤去</td> <td>信号アーム部</td> <td>組</td> <td rowspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>添架式標識板</td> <td>照明柱・既製標識柱</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>取付金具撤去含む</td> <td>歩道橋</td> <td>組</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.13 基礎 (コンクリート基礎) 撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>基</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様	単位	施工数量	標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外	路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基 60	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積	2.0㎡未満	2.0㎡以上	㎡ 50.0	区分	規格・仕様	単位	施工数量	標識板撤去	信号アーム部	組	20	添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組	取付金具撤去含む	歩道橋	組	3	区分	規格・仕様	単位	施工数量	基礎撤去	コンクリート基礎	基	2	<p>表 15.13 基礎 (コンクリート基礎) 撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>基</td> <td><u>0.5</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様	単位	施工数量	基礎撤去	コンクリート基礎	基	<u>0.5</u>
区分	規格・仕様	単位	施工数量																																												
標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外	路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基 60																																												
	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積	2.0㎡未満																																												
		2.0㎡以上	㎡ 50.0																																												
区分	規格・仕様	単位	施工数量																																												
標識板撤去	信号アーム部	組	20																																												
添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組																																													
取付金具撤去含む	歩道橋	組	3																																												
区分	規格・仕様	単位	施工数量																																												
基礎撤去	コンクリート基礎	基	2																																												
区分	規格・仕様	単位	施工数量																																												
基礎撤去	コンクリート基礎	基	<u>0.5</u>																																												
I-13-②-22		記載の変更																																													
積算上の注意事項																																															

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																								
現 行		改 正																																																																								
<p>4. 施工単入力基準表 (1) 区画線設置</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SG301</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="7">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> <td>J 7</td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>夜間作業の有無</td> <td>施工方法区分 ①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型</td> <td>豪雪補正の有無</td> <td>規格・仕様区分 (表4.1)</td> <td>時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り</td> <td>塗布厚 ①1.5mm ②1.0mm</td> <td>排水性舗装に施工する場合の補正 ①無し ②有り</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="6">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> <td>J 12</td> <td>J 13</td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り</td> <td>溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%</td> <td>ペイント式塗料規格 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種</td> <td>塗料区分 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> <td>プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> <td>費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 2条件で②、③を選択した場合は、J 4条件で①、⑤及び⑦から選択すること。 2. J 2条件で②、③を選択した場合は、J 6条件、J 7条件、J 9条件及びJ 12条件を選択することは出来ない。 3. J 2条件で①を選択した場合は、J 10条件を選択することは出来ない。 4. J 2条件で①を選択し、J 11条件で③を選択した場合は、塗料単価 [円/kg] を単価入力すること。 5. J 2条件で②、③を選択し、J 11条件で③を選択した場合は、塗料単価 [円/l] を単価入力すること。 6. J 3条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地帯補正の有無である。 7. J 4条件で③を選択した場合の施工量は、所要材料換算長 (20%割増) が考慮されているため、塗布面積を15cm換算した延長を入力する。 8. J 9条件で②を選択した場合は、J 11条件で②を選択することは出来ない。</p>		施工歩掛コード	SG301	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件								J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	各 種	夜間作業の有無	施工方法区分 ①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型	豪雪補正の有無	規格・仕様区分 (表4.1)	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り	塗布厚 ①1.5mm ②1.0mm	排水性舗装に施工する場合の補正 ①無し ②有り	施工区分	入 力 条 件							J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	各 種	未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り	溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%	ペイント式塗料規格 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種	塗料区分 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u>	<p>現行どおり</p> <table border="1"> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="6">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> <td>J 12</td> <td>J 13</td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り</td> <td>溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%</td> <td>ペイント式塗料規格 ①常温 ②加熱</td> <td>塗料区分 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種</td> <td>プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> <td>費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u></td> </tr> </table> <p>現行どおり</p>		施工区分	入 力 条 件							J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	各 種	未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り	溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%	ペイント式塗料規格 ①常温 ②加熱	塗料区分 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種	プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u>	備考
施工歩掛コード	SG301	施工単位	m																																																																							
施工区分	入 力 条 件																																																																									
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7																																																																			
各 種	夜間作業の有無	施工方法区分 ①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型	豪雪補正の有無	規格・仕様区分 (表4.1)	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り	塗布厚 ①1.5mm ②1.0mm	排水性舗装に施工する場合の補正 ①無し ②有り																																																																			
施工区分	入 力 条 件																																																																									
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13																																																																				
各 種	未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り	溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%	ペイント式塗料規格 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種	塗料区分 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u>																																																																				
施工区分	入 力 条 件																																																																									
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13																																																																				
各 種	未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り	溶融式塗料規格 ①含有量15～18% ②含有量20～23%	ペイント式塗料規格 ①常温 ②加熱	塗料区分 ①白 ②黄 鉛・カドミウム ③各種	プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ <u>(且未適用)</u> <u>(且未適用)</u>																																																																				
積算上の注意事項	VI-1-①-5		記載の修正																																																																							

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																		
現 行		改 正																																																																																																		
<p>表4.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">実線</td><td>15cm</td><td>①</td></tr> <tr><td>20cm</td><td>②</td></tr> <tr><td>30cm</td><td>③</td></tr> <tr><td>45cm</td><td>④</td></tr> <tr><td rowspan="4">破 線</td><td>15cm</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>20cm</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>30cm</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>45cm</td><td>⑧</td></tr> <tr><td rowspan="4">ゼブラ</td><td>15cm</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>20cm</td><td>⑩</td></tr> <tr><td>30cm</td><td>⑪</td></tr> <tr><td>45cm</td><td>⑫</td></tr> <tr><td>矢印・記号・文字</td><td>15cm換算</td><td>⑬</td></tr> </tbody> </table>		規格・仕様	入力番号	実線	15cm	①	20cm	②	30cm	③	45cm	④	破 線	15cm	⑤	20cm	⑥	30cm	⑦	45cm	⑧	ゼブラ	15cm	⑨	20cm	⑩	30cm	⑪	45cm	⑫	矢印・記号・文字	15cm換算	⑬	<p>現行どおり</p>																																																																		
規格・仕様	入力番号																																																																																																			
実線	15cm	①																																																																																																		
	20cm	②																																																																																																		
	30cm	③																																																																																																		
	45cm	④																																																																																																		
破 線	15cm	⑤																																																																																																		
	20cm	⑥																																																																																																		
	30cm	⑦																																																																																																		
	45cm	⑧																																																																																																		
ゼブラ	15cm	⑨																																																																																																		
	20cm	⑩																																																																																																		
	30cm	⑪																																																																																																		
	45cm	⑫																																																																																																		
矢印・記号・文字	15cm換算	⑬																																																																																																		
<p>(2) 区画線消去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>SG305</th> <th>施工単位</th> <th>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間作業の有無</td> <td>施工方法区分</td> <td>豪雪補正の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①無し ②有り</td> <td>①削取り式 ②ウォータージェット式</td> <td>①無し ②有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消去対象物</td> <td>時間的制約の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>費用の内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。 2. J2条件で①を選択した場合は、J4条件は選択する必要はない。 3. J2条件で②を選択した場合は、J3条件及びJ6条件を選択する必要はない。 4. J3条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地補正の有無である。 5. ウォータージェット式で施工量が日当たり標準施工量未満の場合は、区画線消去（ウォータージェット式 日当たり標準施工量未満）(SG307)により別途計上する。</p> <p>(3) 区画線消去（ウォータージェット式 日当たり標準施工量未満）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>SG307</th> <th>施工単位</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td colspan="2">J 2</td> </tr> <tr> <td>夜間作業の有無</td> <td colspan="2">消去対象物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①無し ②有り</td> <td colspan="2">①溶融式 ②ペイント式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。 2. 施工量が日当たり標準施工量以上の場合は、区画線消去(SG305)により別途計上する。</p>		施工歩掛コード	SG305	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6		夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無		①無し ②有り	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無し ②有り			消去対象物	時間的制約の有無			①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り	①無し ②有り ③著しく有り				費用の内訳				①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ	施工歩掛コード	SG307	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2		夜間作業の有無	消去対象物			①無し ②有り	①溶融式 ②ペイント式		<p>(2) 区画線消去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>SG305</th> <th>施工単位</th> <th>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間作業の有無</td> <td>施工方法区分</td> <td>豪雪補正の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①無し ②有り</td> <td>①削取り式 ②ウォータージェット式</td> <td>①無し ②有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消去対象物</td> <td>時間的制約の有無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>費用の内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載の修正</p> <p>現行どおり</p>		施工歩掛コード	SG305	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6		夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無		①無し ②有り	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無し ②有り			消去対象物	時間的制約の有無			①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り	①無し ②有り ③著しく有り				費用の内訳				①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ
施工歩掛コード	SG305	施工単位	m																																																																																																	
施工区分	入 力 条 件																																																																																																			
各 種	J 1	J 2	J 3																																																																																																	
	J 4	J 5	J 6																																																																																																	
	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無																																																																																																	
	①無し ②有り	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無し ②有り																																																																																																	
		消去対象物	時間的制約の有無																																																																																																	
		①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り	①無し ②有り ③著しく有り																																																																																																	
			費用の内訳																																																																																																	
			①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ																																																																																																	
施工歩掛コード	SG307	施工単位	式																																																																																																	
施工区分	入 力 条 件																																																																																																			
各 種	J 1	J 2																																																																																																		
	夜間作業の有無	消去対象物																																																																																																		
	①無し ②有り	①溶融式 ②ペイント式																																																																																																		
施工歩掛コード	SG305	施工単位	m																																																																																																	
施工区分	入 力 条 件																																																																																																			
各 種	J 1	J 2	J 3																																																																																																	
	J 4	J 5	J 6																																																																																																	
	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無																																																																																																	
	①無し ②有り	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無し ②有り																																																																																																	
		消去対象物	時間的制約の有無																																																																																																	
		①溶融式 ②ペイント式 ③著しく有り	①無し ②有り ③著しく有り																																																																																																	
			費用の内訳																																																																																																	
			①全ての費用 ②機械費 ③労務費のみ ④材料費のみ																																																																																																	
積算上の注意事項																																																																																																				

工 種	高視認性区画線工
-----	----------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考						
	<p>現 行</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 施工場所区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非リブ式（溶融式）における横断線はゼブラを適用する。 (3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-3</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>改 正</p> <p>現行どおり</p> <p>(2) 非リブ式（溶融式）高視認性区画線工における横断線歩道、停止線等はゼブラを適用する。 (3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>備 考</p> <p>記載の修正</p>
区 分	工 事 種 別								
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事								
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事								
積算上の注意事項									

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																																
現 行		改 正																																																																																																																																																
備 考		備 考																																																																																																																																																
<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 高視認性区画線設置</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SG313</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工区分</td> <td colspan="7">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> <td>J 7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>夜間作業の有無</td> <td>施工方法区分</td> <td>豪雪補正の有無</td> <td>規格・仕様区分</td> <td>時間的制約の有無</td> <td>未供用区間の場合の補正</td> <td>塗料使用量</td> </tr> <tr> <td>①無し ②有り</td> <td>①リフ式 ②非リフ式</td> <td>①無し ②有り</td> <td>(表4.1)</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> <td>①無し ②有り</td> <td>(kg/1,000m) (実数入力)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施工区分</td> <td colspan="7">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> <td>J 12</td> <td>J 13</td> <td>J 14</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">各 種</td> <td>ガラスビーズ規格</td> <td>ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量</td> <td>ガラスビーズ (専用) 使用量</td> <td>プライマー 使用量</td> <td>軽油 使用量</td> <td>ガソリン 使用量</td> <td>費用の内訳</td> </tr> <tr> <td>①JIS R 3301 1号のみ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①全ての費用</td> </tr> <tr> <td>②専用のみ</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(L/1,000m)</td> <td>(L/1,000m)</td> <td>②機械費、 労務費のみ (1日未適用)</td> </tr> <tr> <td>③JIS R 3301 1号・専用共</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>③材料費のみ (1日未適用)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 4条件で④～⑧を選択することが出来ない。 2. J 3条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。 3. 使用製品に応じて塗料・ガラスビーズ・プライマー・軽油・ガソリンの使用量を実数入力すること。 4. J 8条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力することが出来ない。 5. J 8条件で②を選択した場合は、J 9条件を入力することが出来ない。 6. 塗料単価 [円/kg] を単価入力すること。 7. J 8条件で②、③を選択した場合は、ガラスビーズ (専用) 単価 [円/kg] を単価入力すること。 8. プライマー単価 [円/kg] を単価入力すること。</p> <p>表4.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">規格・仕様</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実 線</td> <td>15cm</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ゼブラ</td> <td>15cm</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>⑧</td> </tr> </table> <p>VI-1-②-4</p>		施工歩掛コード	SG313	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件							J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	各 種	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	未供用区間の場合の補正	塗料使用量	①無し ②有り	①リフ式 ②非リフ式	①無し ②有り	(表4.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	(kg/1,000m) (実数入力)	施工区分	入 力 条 件							J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14	各 種	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量	ガラスビーズ (専用) 使用量	プライマー 使用量	軽油 使用量	ガソリン 使用量	費用の内訳	①JIS R 3301 1号のみ						①全ての費用	②専用のみ	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(L/1,000m)	(L/1,000m)	②機械費、 労務費のみ (1日未適用)	③JIS R 3301 1号・専用共	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	③材料費のみ (1日未適用)	規格・仕様		番号	実 線	15cm	①	20cm	②	30cm	③	45cm	④	ゼブラ	15cm	⑤	20cm	⑥	30cm	⑦	45cm	⑧	<p>現行どおり</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施工区分</td> <td colspan="7">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> <td>J 12</td> <td>J 13</td> <td>J 14</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">各 種</td> <td>ガラスビーズ規格</td> <td>ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量</td> <td>ガラスビーズ (専用) 使用量</td> <td>プライマー 使用量</td> <td>軽油 使用量</td> <td>ガソリン 使用量</td> <td>費用の内訳</td> </tr> <tr> <td>①JIS R 3301 1号のみ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①全ての費用</td> </tr> <tr> <td>②専用のみ</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(kg/1,000m)</td> <td>(L/1,000m)</td> <td>(L/1,000m)</td> <td>②機械費、 労務費のみ (1日未適用)</td> </tr> <tr> <td>③JIS R 3301 1号・専用共</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>(実数入力)</td> <td>③材料費のみ (1日未適用)</td> </tr> </table> <p>記載の修正</p>		施工区分	入 力 条 件							J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14	各 種	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量	ガラスビーズ (専用) 使用量	プライマー 使用量	軽油 使用量	ガソリン 使用量	費用の内訳	①JIS R 3301 1号のみ						①全ての費用	②専用のみ	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(L/1,000m)	(L/1,000m)	②機械費、 労務費のみ (1日未適用)	③JIS R 3301 1号・専用共	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	③材料費のみ (1日未適用)
施工歩掛コード	SG313	施工単位	m																																																																																																																																															
施工区分	入 力 条 件																																																																																																																																																	
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7																																																																																																																																											
各 種	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	未供用区間の場合の補正	塗料使用量																																																																																																																																											
	①無し ②有り	①リフ式 ②非リフ式	①無し ②有り	(表4.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	(kg/1,000m) (実数入力)																																																																																																																																											
施工区分	入 力 条 件																																																																																																																																																	
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14																																																																																																																																											
各 種	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量	ガラスビーズ (専用) 使用量	プライマー 使用量	軽油 使用量	ガソリン 使用量	費用の内訳																																																																																																																																											
	①JIS R 3301 1号のみ						①全ての費用																																																																																																																																											
	②専用のみ	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(L/1,000m)	(L/1,000m)	②機械費、 労務費のみ (1日未適用)																																																																																																																																											
	③JIS R 3301 1号・専用共	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	③材料費のみ (1日未適用)																																																																																																																																											
規格・仕様		番号																																																																																																																																																
実 線	15cm	①																																																																																																																																																
	20cm	②																																																																																																																																																
	30cm	③																																																																																																																																																
	45cm	④																																																																																																																																																
ゼブラ	15cm	⑤																																																																																																																																																
	20cm	⑥																																																																																																																																																
	30cm	⑦																																																																																																																																																
	45cm	⑧																																																																																																																																																
施工区分	入 力 条 件																																																																																																																																																	
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14																																																																																																																																											
各 種	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ (JIS R 3301 1号) 使用量	ガラスビーズ (専用) 使用量	プライマー 使用量	軽油 使用量	ガソリン 使用量	費用の内訳																																																																																																																																											
	①JIS R 3301 1号のみ						①全ての費用																																																																																																																																											
	②専用のみ	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(kg/1,000m)	(L/1,000m)	(L/1,000m)	②機械費、 労務費のみ (1日未適用)																																																																																																																																											
	③JIS R 3301 1号・専用共	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	③材料費のみ (1日未適用)																																																																																																																																											
積算上の注意事項																																																																																																																																																		

工 種	高視認性区画線工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																		
現 行		改 正																																																		
<p>(2) 高視認性区画線消去 (削取り式)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SG317</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入力条件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間作業の有無</td> <td>豪雪補正の有無</td> <td>時間的制約の有無</td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を 15 cm換算した延長で入力する。 2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。 3. 本コードは、貼付式の区画線には適用出来ない。 4. J 2 条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。</p>		施工歩掛コード	SG317	施工単位	m	施工区分	入力条件				J 1	J 2	J 3		夜間作業の有無	豪雪補正の有無	時間的制約の有無	各 種	①無し ②有り	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り				費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ	<p>(2) 高視認性区画線消去 (削取り式)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SG317</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入力条件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間作業の有無</td> <td>豪雪補正の有無</td> <td>時間的制約の有無</td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ (1日未適用) ③材料費のみ (1日未適用)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を 15 cm換算した延長で入力する。 2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。 3. 本コードは、貼付式の区画線には適用出来ない。 4. J 2 条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。</p>		施工歩掛コード	SG317	施工単位	m	施工区分	入力条件				J 1	J 2	J 3		夜間作業の有無	豪雪補正の有無	時間的制約の有無	各 種	①無し ②有り	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り				費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ (1日未適用) ③材料費のみ (1日未適用)	備考
施工歩掛コード	SG317	施工単位	m																																																	
施工区分	入力条件																																																			
	J 1	J 2	J 3																																																	
	夜間作業の有無	豪雪補正の有無	時間的制約の有無																																																	
各 種	①無し ②有り	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り																																																	
			費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ																																																	
施工歩掛コード	SG317	施工単位	m																																																	
施工区分	入力条件																																																			
	J 1	J 2	J 3																																																	
	夜間作業の有無	豪雪補正の有無	時間的制約の有無																																																	
各 種	①無し ②有り	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り																																																	
			費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ (1日未適用) ③材料費のみ (1日未適用)																																																	
VI-1-②-5		記載の修正																																																		
積算上の注意事項																																																				



改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																								
現	行	改	正																																																																								
<p>(2) 補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.10 補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="3">新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装</th> <th colspan="4">塗替塗装</th> </tr> <tr> <th>継手部 素地調整</th> <th>準備・補修</th> <th>塗装作業</th> <th>清掃・ 水洗い</th> <th>素地調整</th> <th>研削材及び ケレンかす 回収・積込工</th> <th>塗装作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正 係数</td> <td>箱桁構造 の密閉部</td> <td>K₁</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.42</td> <td>1.79</td> <td>1.42</td> <td>1.42</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋 側道橋</td> <td>K₂</td> <td>-</td> <td>1.19</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.25</td> <td>-</td> <td>1.16</td> </tr> <tr> <td>弦材を有する 構造</td> <td>K₃</td> <td>-</td> <td>1.25</td> <td>1.28</td> <td>1.33</td> <td>1.62</td> <td>-</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>高欄部 単独施工</td> <td>K₄</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.49</td> <td>2.54</td> <td>-</td> <td>1.51</td> </tr> <tr> <td>新橋継手部 現場塗装</td> <td>K₅</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.44</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床版補強鋼板 現場塗装</td> <td>K₆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.33</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 新橋継手部現場塗装の補正係数を適用する場合、他の補正は、重複して適用しない。 2. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部 (K₁) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。 3. 横断歩道橋、側道橋で弦材を有する構造の場合は、弦材を有する構造 (K₃) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。 4. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りには、新橋継手部現場塗装の補正 (K₅) を適用しない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量 (注1) 設計単価=標準単価×K_n</p> </div>		区分	記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗替塗装				継手部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清掃・ 水洗い	素地調整	研削材及び ケレンかす 回収・積込工	塗装作業	補正 係数	箱桁構造 の密閉部	K ₁	-	-	-	1.42	1.79	1.42	1.42	横断歩道橋 側道橋	K ₂	-	1.19	1.20	1.20	1.25	-	1.16	弦材を有する 構造	K ₃	-	1.25	1.28	1.33	1.62	-	1.24	高欄部 単独施工	K ₄	-	-	-	1.49	2.54	-	1.51	新橋継手部 現場塗装	K ₅	-	-	1.44	-	-	-	-	床版補強鋼板 現場塗装	K ₆	-	-	1.33	-	-	-	-	<p>現行どおり</p>		<p>語句の修正</p>
区分	記号			新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗替塗装																																																																				
		継手部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清掃・ 水洗い	素地調整	研削材及び ケレンかす 回収・積込工	塗装作業																																																																			
補正 係数	箱桁構造 の密閉部	K ₁	-	-	-	1.42	1.79	1.42	1.42																																																																		
	横断歩道橋 側道橋	K ₂	-	1.19	1.20	1.20	1.25	-	1.16																																																																		
	弦材を有する 構造	K ₃	-	1.25	1.28	1.33	1.62	-	1.24																																																																		
	高欄部 単独施工	K ₄	-	-	-	1.49	2.54	-	1.51																																																																		
	新橋継手部 現場塗装	K ₅	-	-	1.44	-	-	-	-																																																																		
	床版補強鋼板 現場塗装	K ₆	-	-	1.33	-	-	-	-																																																																		
VI-1-③-5		<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量 (注1) 設計単価=標準単価×K_n</p>																																																																									
積算上の注意事項																																																																											

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>(参考) 清掃…粉塵、ばい煙などが付着したり土砂が堆積しているなど、ケレン作業に支障をきたしたり、塗装面に影響があると判断される場合は、粉塵、ばい煙、土砂などを除去する必要がある。 また、現場状況により水洗いによる塩分除去が出来ない場合はウエス等で除去する必要がある。 水洗い…飛来塩分の影響を強く受ける海岸に架設された部材は、現場塗装開始前に付着塩分量を測定し、付着塩分量が多い場合は塩分を除去する必要がある。 また、海岸からの距離が遠い場合でも、海塩粒子の飛来、農薬散布、凍結防止剤の散布などにより塩分が付着していることがあるので、塗膜の劣化状態から塩分付着の疑いがある場合は、付着塩分量を測定し判断する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">清掃フロー図</p> </div> <p style="text-align: center;">VI-1-③-11</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <div style="margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">清掃フロー図</p> </div>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">語句の修正</p>
積算上の注意事項			

改 正 理 由	一部改正	改 正 現 行	
---------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

(1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの

- 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
- 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
- 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
- JIS以外の積ブロックを使用する場合。

(2) 特別調査等別途考慮するもの

- 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工	○	○	○

(注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
3. 標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(SG359)で考慮されているため別途計上する必要はない。
4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単 位	日当たり標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m ²	1.1

(注) 1. 上表の日当たり標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工までの一連作業を含む。
2. 裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

(1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
~~ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。~~

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの

- 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
- 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
- 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
- JIS以外の積ブロックを使用する場合。

(2) 特別調査等別途考慮するもの

- 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 <u>(純積)</u>	○	○	×

(注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
3. ~~標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。~~ 空積の場合は、胴込砕石工の手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(SG359)で考慮されているため別途計上する必要はない。
4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

工 種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 <u>(空積)</u>	○	○	×

記載の修正

積算上の注意事項	次項へ	
----------	-----	--

工 種	コンクリートブロック積工
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考							
	現 行	改 正								
	<p>2-2 標準単価の規格・仕様 ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> <th>日 当 り 標 準 施 工 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブロック積工</td> <td>JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満), 調整コンクリート等</td> <td>m²</td> <td>11 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の日当たり標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工(空積の場合は胴込砕石工)までの一連作業を含む。 2. 裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑥-2</p>	区 分	規 格・仕 様	単 位	日 当 り 標 準 施 工 量	ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満), 調整コンクリート等	m ²	11 10	記載の修正
区 分	規 格・仕 様	単 位	日 当 り 標 準 施 工 量							
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満), 調整コンクリート等	m ²	11 10							
積算上の注意事項										

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考																														
	<p>現 行</p> <p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K₁</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₂</td> <td>0.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2) (注1) 設計単価=標準単価×(K₁ or K₂) (注2) 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費=コンクリート(胴込・裏込)材料単価×設計数量×1.12(ロス分)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 1) 布積、谷積を問わず適用出来る。 2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。 3) 標準単価は、JISタイプの滑面ブロックを標準とする。 JISタイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合やブロック材料単価が同一県内の地区により異なる場合は次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。 ただし、補正係数を適用させる場合は、標準単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。 式：標準単価 [ブロック積工：円/㎡] × 補正係数 + 材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] - 滑面ブロック [円/㎡]) なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。 式：ブロック単価 [円/㎡] = 材料単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [個/㎡] 4) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。 5) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。 6) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。 7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。 8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」、裏込砕石は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-3</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	区 分	記号	ブロック積工	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.95	空積の場合	K ₂	0.91	<p>改 正</p> <p>現 行</p> <p>現行どおり</p> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K₁</td> <td>0.96 0.92</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₂</td> <td>0.94 0.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)+<u>ブロック材料費(注2)+胴込・裏込コンクリート材料費(注3)</u> <u>空積の場合の直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+ブロック材料費(注2)+胴込砕石材料費(注4)</u> (注1) 設計単価=標準単価×(K₁ or K₂) (注2) <u>ブロック材料費=ブロック単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [個/㎡] × 設計数量 [㎡]</u> (注3) <u>胴込・裏込コンクリートを施工する種類の場合は、</u>コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費=コンクリート(胴込・裏込)材料単価×設計数量×1.12(ロス分) (注4) <u>空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。</u> 材料費=砕石(胴込)材料単価×設計数量×1.12(ロス分)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。 (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。 (3) 標準単価は、JISタイプの滑面ブロックを標準とする。 JISタイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合やブロック材料単価が同一県内の地区により異なる場合は次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。 ただし、補正係数を適用させる場合は、標準単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。 式：標準単価 [ブロック積工：円/㎡] × 補正係数 + 材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] - 滑面ブロック [円/㎡]) なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。 式：ブロック単価 [円/㎡] = 材料単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [個/㎡] (4.2) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。 (5.4) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。 (6.5) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。 (7.6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。</p>	区 分	記号	ブロック積工	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.96 0.92	空積の場合	K ₂	0.94 0.87	<p>備 考</p> <p>記載の修正</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																														
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																														
空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																														
区 分	記号	ブロック積工																															
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.95																															
空積の場合	K ₂	0.91																															
区 分	記号	ブロック積工																															
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.96 0.92																															
空積の場合	K ₂	0.94 0.87																															
積算上の注意事項		次項へ																															

工 種	コンクリートブロック積工
-----	--------------

改正理由	一部改正		改正 現行	
現 行	改 正		備 考	
<p style="text-align: center;">VI-2-⑥-4</p>	<p>(4-7) 基礎・裏込碎石を施工する場合、基礎碎石は「第Ⅱ編第2章②基礎・裏込碎石工、基礎・裏込碎石工」、裏込碎石は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。</p>		<p>記載の修正</p>	
積算上の注意事項				

改正理由	一部改正	改正 現 行	
------	------	-----------	--

現	行	改	正	備 考
---	---	---	---	-----

4. 施工単価入力基準表
(1) コンクリートブロック積工

施工歩掛コード	SG359	施工単位	m ²					
施工区分	入 力 条 件							
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
各種	表面の仕様	使用個数	時間的制約の有無	夜間作業の有無	練積・空積の区分	裏込コンクリートの施工の有無	胴込・裏込コンクリートの使用量	生コンクリートの規格
	①滑面 ②粗面 ③化粧	(個/m ²) (実数入力)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①練積 ②空積	①有 ②無	(m ³ /m ²) (実数入力)	(表4.1)

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合、J 2条件を入力する必要はない。②又は③を選択した場合、コンクリート積ブロック単価 [円/個] を単価入力すること。
2. J 5条件で②を選択した場合、ブロック積の高さが3m以下でなければならない。
3. J 5条件で②を選択した場合、J 6～J 8条件を入力する必要はない。
4. 本コードは、胴込・裏込コンクリートの材料ロスを含んでいるため、J 7条件の使用量は、ロス率を含まない数量を入力すること。
5. 胴込・裏込コンクリートm²当り使用量は、胴込・裏込コンクリートの設計数量を入力する。
6. 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。
7. J 8条件で⑤を選択した場合は、生コンクリート単価 [円/m³] を単価入力すること。

表4.1 生コンクリート規格

規 格	番 号
18-8-25 (20) (普通)	①
18-8-40 (#)	②
18-8-25 (20) (高炉)	③
18-8-40 (#)	④
各種	⑤



4. 施工単価入力基準表
(1) コンクリートブロック積工

施工歩掛コード	SG359	施工単位	m ²					
施工区分	入 力 条 件							
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
各種	表面の仕様	使用個数	時間的制約の有無	夜間作業の有無	練積・空積の区分	裏込コンクリートの施工の有無	胴込・裏込コンクリートの使用量	生コンクリートの規格
	①滑面 ②粗面 ③化粧	(個/m ²) (実数入力)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①練積 ②空積	①有 ②無	(m ³ /m ²) (実数入力)	(表4.1)

(注) 1. J 1条件で①③を選択した場合、J 2条件を入力する必要はない。②又は③を選択した場合、コンクリート積ブロック単価 [円/個] を単価入力すること。
2. J 4条件で①を選択した場合、J 8～J 9条件を入力する必要はない。
3. J 5条件で②を選択した場合、ブロック積の高さが3m以下でなければならない。
4. J 5条件で②を選択した場合、J 6～J 7条件を入力する必要はない。
5. 本コードは、胴込・裏込コンクリートの材料ロスを含んでいるため、J 7条件の使用量は、ロス率を含まない数量を入力すること。
6. 胴込・裏込コンクリートm²当り使用量は、胴込・裏込コンクリートの設計数量を入力する。
7. 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。
8. J 7条件で⑤を選択した場合は、生コンクリート単価 [円/m³] を単価入力すること。
9. J 8条件で⑤を選択した場合は、砕石単価 [円/m³] を単価入力すること。
10. 本コードは、胴込砕石工の材料ロスを含んでいるため、J 9条件の使用量は、ロス率を含まない数量を入力すること。

表4.1 コンクリート積ブロック規格

規 格	入力番号
JIS滑面 150kg/個未満	①
JIS粗面 150kg/個未満	②
各種	③

表4.2 生コンクリート規格

規 格	入力番号
18-8-25 (20) (普通)	①
18-8-40 (#)	②
18-8-25 (20) (高炉)	③
18-8-40 (#)	④
各種	⑤

表4.3 胴込砕石規格

砕 石 規 格	入力番号
再生砕石 RC-40	①
再生砕石 RC-80	②
砕石 C-40	③
砕石 C-80	④
各種	⑤

記載の修正

積算上の注意事項	
----------	--

改正理由	一部改正	改正 現行																								
現	行	改 正	備 考																							
<p>⑥ 排水構造物工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。</p> <p>1-2 標準単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。</p> <p>2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2. 標準単価の設定</p> <p>2-1 標準単価の構成と範囲</p> <p>標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U 型 側 溝</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。</p> <p>2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。</p> <p>3. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。</p> <p>4. 基面整正は含まない。</p> <p>5. ※については、施工単価入力基準表（SG323）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p>		工 種	標準単価			機	労	材	U 型 側 溝	○	○	×※	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 由 勾 配 側 溝</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		工 種	標準単価			機	労	材	自 由 勾 配 側 溝	○	○	×※	<p>語句の追加</p>
工 種	標準単価																									
	機	労	材																							
U 型 側 溝	○	○	×※																							
工 種	標準単価																									
	機	労	材																							
自 由 勾 配 側 溝	○	○	×※																							
VI-1-⑥-1																										
積算上の注意事項																										

改正理由	一部改正	改正 現行																																																															
現	行	改	正																																																														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">標準単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>蓋 版</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">× ※</td></tr> </table> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">据 付 け</div> </div> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。 3. 現場内小運搬等の費用を含む。 4. ※については、施工単価入力基準表 (WB821430) で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">標準単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>再 利 用 去 撤</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> </table> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">掘 削</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">撤 去</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">集 積</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">積 込 み</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">埋 戻 し</div> </div> </div> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。 2. 現場内小運搬等の費用を含む。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">2-2 標準単価の規格・仕様 排水構造物工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> </div> <table border="1" style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> <caption style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>日 当 たり 標 準 施 工 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">排 水 構 造 物 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">U 型 側 溝</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">L = 600mm</td> <td>60kg/個以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td>60を超え300kg/個以下</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">L = 2,000mm</td> <td>1,000kg/個以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td>1,000を超え2,000kg/個以下</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">自 由 勾 配 側 溝</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">L = 2,000mm</td> <td>2,000を超え2,900kg/個以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td>1,000kg/個以下</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">L = 2,000mm</td> <td>1,000を超え2,000kg/個以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>2,000を超え2,900kg/個以下</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">蓋 版</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">コンクリート・鋼製</td> <td>40kg/枚以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>40を超え170kg/枚以下</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">VI-1-⑥-2</p>		工 種	標準単価			機	労	材	蓋 版	○	○	× ※	工 種	標準単価			機	労	材	再 利 用 去 撤	○	○	-	区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位	日 当 たり 標 準 施 工 量	排 水 構 造 物 工	U 型 側 溝	L = 600mm	60kg/個以下	m	28	60を超え300kg/個以下	26	L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	43	1,000を超え2,000kg/個以下	29	自 由 勾 配 側 溝	L = 2,000mm	2,000を超え2,900kg/個以下	m	23	1,000kg/個以下	27	L = 2,000mm	1,000を超え2,000kg/個以下	m	22	2,000を超え2,900kg/個以下	20	蓋 版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200	40を超え170kg/枚以下	120	<div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">}</div> <p style="font-size: 1.2em;">現行どおり</p> <div style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">}</div> <p style="font-size: 1.2em;">現行どおり</p>	<p style="font-size: 1.2em;">語句の追加</p>
工 種	標準単価																																																																
	機	労	材																																																														
蓋 版	○	○	× ※																																																														
工 種	標準単価																																																																
	機	労	材																																																														
再 利 用 去 撤	○	○	-																																																														
区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位	日 当 たり 標 準 施 工 量																																																												
排 水 構 造 物 工	U 型 側 溝	L = 600mm	60kg/個以下	m	28																																																												
			60を超え300kg/個以下		26																																																												
		L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	43																																																												
			1,000を超え2,000kg/個以下		29																																																												
	自 由 勾 配 側 溝	L = 2,000mm	2,000を超え2,900kg/個以下	m	23																																																												
			1,000kg/個以下		27																																																												
		L = 2,000mm	1,000を超え2,000kg/個以下	m	22																																																												
			2,000を超え2,900kg/個以下		20																																																												
蓋 版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200																																																													
		40を超え170kg/枚以下		120																																																													
積算上の注意事項																																																																	

改正理由	一部改正	改正	備考																																													
		現行																																														
現 行		改 正																																														
<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>記号</th> <th>設 置</th> <th>撤 去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>100㎡以上 0%</td> <td>100㎡以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>100㎡未満 10%</td> <td>100㎡未満 40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.15</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。 2. 施工規模加算率 (S₁) と、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量 (注1)設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 (1) ブロックの種類 1) 標準品 ブロック厚6cm, 8cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。 なお形状は、5. 参考資料を参照されたい。 2) 特殊品 特殊品とは以下のものをいう。 イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。 ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。 ハ) 標準品と同形状でショットプラスト仕上げ、洗い出し仕上げ、研出し仕上げ、粉末樹脂、ガラスビーズ、溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性、植生用、複合(天然石、タイル)のもの。 3) オリジナル品 標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線の配置を目的としたもの。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-②-3</p>		区 分		記号	設 置	撤 去	加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%	S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.40	夜間作業	K ₂	1.15	1.50	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>記号</th> <th>設 置</th> <th>撤 去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>100㎡以上 0%</td> <td>100㎡以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>100㎡未満 10%</td> <td>100㎡未満 40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.15</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。 2. 施工規模加算率 (S₁) と、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		区 分		記号	設 置	撤 去	加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%	S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.40	夜間作業	K ₂	1.15	1.50	記載内容の変更
区 分		記号	設 置	撤 去																																												
加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%																																												
		S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.40																																												
	夜間作業	K ₂	1.15	1.50																																												
区 分		記号	設 置	撤 去																																												
加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%																																												
		S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.40																																												
	夜間作業	K ₂	1.15	1.50																																												
積算上の注意事項																																																

工 種	防護柵工(ガードレール)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																						
現 行	改 正		備 考																																																																					
<p>③ 防護柵設置工</p> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。</p> <p>(2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。</p> <p>(3) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) ベースプレート式の設置の場合。</p> <p>2) 2-2市場単価の規格・仕様(表2. 1~2. 8)以外の製品の場合</p> <p>3) S種, A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</p> <p>4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。</p> <p>5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>6) その他, 規格・仕様等が適合せず, 市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <table border="1" data-bbox="264 879 573 995"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">現場内 小運搬</th> <th rowspan="2">支 柱 建 込</th> <th rowspan="2">レ ー ル 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中 建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンプスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2. 耐雪型については、根巻きコンクリート(労務費・材料費)を含む。</p> <p>3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="264 1126 622 1244"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">現場内 小運搬</th> <th rowspan="2">支 柱 建 込</th> <th rowspan="2">充 填</th> <th rowspan="2">レ ー ル 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンプスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p> <p>2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-1</p>	工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	レ ー ル 等 設 置	機	労	材	土中 建込	○	○	○				工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	充 填	レ ー ル 等 設 置	機	労	材	コンクリート建込	○	○	○				<p>現行どおり</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <p>1) 土中建込</p> <table border="1" data-bbox="1171 898 1462 1005"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">現場内 小運搬</th> <th rowspan="2">支 柱 建 込</th> <th rowspan="2">レ ー ル 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中 建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンプスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2. 耐雪型については、根巻きコンクリート(労務費・材料費)を含む。</p> <p>3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p>2) コンクリート建込</p> <table border="1" data-bbox="1171 1145 1507 1256"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">現場内 小運搬</th> <th rowspan="2">支 柱 建 込</th> <th rowspan="2">充 填</th> <th rowspan="2">レ ー ル 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンプスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p> <p>2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p>	工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	レ ー ル 等 設 置	機	労	材	土中 建込	○	○	○				工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	充 填	レ ー ル 等 設 置	機	労	材	コンクリート建込	○	○	○				<p>語句の追加</p> <p>語句の追加</p>
工 種		市場単価						現場内 小運搬	支 柱 建 込	レ ー ル 等 設 置																																																														
	機	労	材																																																																					
土中 建込	○	○	○																																																																					
工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	充 填	レ ー ル 等 設 置																																																																	
	機	労	材																																																																					
コンクリート建込	○	○	○																																																																					
工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	レ ー ル 等 設 置																																																																		
	機	労	材																																																																					
土中 建込	○	○	○																																																																					
工 種	市場単価			現場内 小運搬	支 柱 建 込	充 填	レ ー ル 等 設 置																																																																	
	機	労	材																																																																					
コンクリート建込	○	○	○																																																																					
積算上の注意事項																																																																								

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考																																																																																							
<p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">市場単価</th> <th rowspan="2">現場内 小運搬</th> <th rowspan="2">レール等 設置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※×</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。 3. ※については、施工単価入力基準 (SF271) において加算することができる。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">市場単価</th> <th rowspan="2">レール 撤去</th> <th rowspan="2">支柱等 撤去</th> <th rowspan="2">必要なし を意味し 積込・運搬・処分</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 1. 撤去後における仮置き (現場内) の有無にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">市場単価</th> <th rowspan="2">レール 撤去</th> <th rowspan="2">積込・運搬・処分</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き (現場内) の有無にかかわらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工 (ガードレール) の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>表2.1 土中建込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">土中建込</td> <td>塗 装 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-C-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">メッキ品</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	工 種	市場単価		現場内 小運搬	レール等 設置	機	材	レール設置	○	※×			工 種	市場単価		レール 撤去	支柱等 撤去	必要なし を意味し 積込・運搬・処分	機	材	防護柵撤去	○	/				工 種	市場単価		レール 撤去	積込・運搬・処分	機	材	レール撤去	○	/			区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	土中建込	塗 装 品		Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-C-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	メッキ品	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	<p>現行どおり</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工 (ガードレール) の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>表2.1 土中建込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">土中建込</td> <td rowspan="6">塗 装 品</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-C-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">メッキ品</td> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	土中建込	塗 装 品	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-C-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	Gr-A-4E	m	メッキ品	Gr-B-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	<p>語句の修正</p>
工 種		市場単価				現場内 小運搬	レール等 設置																																																																																		
	機	材																																																																																							
レール設置	○	※×																																																																																							
工 種	市場単価		レール 撤去	支柱等 撤去	必要なし を意味し 積込・運搬・処分																																																																																				
	機	材																																																																																							
防護柵撤去	○	/																																																																																							
工 種	市場単価		レール 撤去	積込・運搬・処分																																																																																					
	機	材																																																																																							
レール撤去	○	/																																																																																							
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																							
土中建込	塗 装 品																																																																																								
	Gr-A-4E	m																																																																																							
	Gr-B-4E	m																																																																																							
	Gr-C-4E	m																																																																																							
	Gr-Am-4E	m																																																																																							
	Gr-Bm-4E	m																																																																																							
メッキ品	Gr-A-4E	m																																																																																							
	Gr-B-4E	m																																																																																							
	Gr-Am-4E	m																																																																																							
	Gr-Bm-4E	m																																																																																							
	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																						
	土中建込	塗 装 品	Gr-A-4E	m																																																																																					
Gr-B-4E			m																																																																																						
Gr-C-4E			m																																																																																						
Gr-Am-4E			m																																																																																						
Gr-Bm-4E			m																																																																																						
Gr-A-4E			m																																																																																						
メッキ品		Gr-B-4E	m																																																																																						
		Gr-Am-4E	m																																																																																						
		Gr-Bm-4E	m																																																																																						

VI-2-③-2

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行																										
現	行	改	正																									
<p>2-4 加算額</p> <p>(1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">加 算 額</td> <td>標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)</td> <td>支柱間隔4m 支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">m</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">対 象 数 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱間隔3m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱間隔2m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱間隔4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">曲 げ 支 柱 の 場 合 (B・Cタイプ)</td> <td></td> <td>支柱間隔4m 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">m</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">対 象 数 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱間隔3m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱間隔2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費_{※(1)} ※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費_{※(2)}+曲げ加工費)とする。 また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増)を控除すること。 ※(2) 21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <p>(2) 景観色の設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品) 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費_{※(1)}+材料費(景観色)_{※(3)} ※(3) 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増)を加算すること。</p> </div> <p>(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。 (4) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間={撤去単価(標準の市場単価)×補正係数} + {設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費_{※(1)}} (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 (6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。 (7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-7</p>		規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考	加 算 額	標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m 支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量		支柱間隔3m		支柱間隔2m		支柱間隔4m	曲 げ 支 柱 の 場 合 (B・Cタイプ)		支柱間隔4m 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量		支柱間隔3m		支柱間隔2m	<p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <p>(2) 景観色ガードレールの設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品) 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費_{※(1)}+材料費(景観色)_{※(3)} ※(3) 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増)を加算すること。</p> <p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p>	<p>語句の追加</p>
規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考																								
加 算 額	標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m 支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量																								
		支柱間隔3m																										
		支柱間隔2m																										
		支柱間隔4m																										
曲 げ 支 柱 の 場 合 (B・Cタイプ)		支柱間隔4m 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量																								
		支柱間隔3m																										
		支柱間隔2m																										
積算上の注意事項																												

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

4. 施工単価入力基準表

(1) 防護柵設置工(ガードレール設置工)								
施工歩掛コード	S6599	施工単位	m					
施工区分	入 力 条 件							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	
	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	施工規模 (表4.4)	夜間作業の 補正 ①無 ②有	時間的制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	曲線部 補正 ①無 ②有	加算額 (表4.14)	

- (注) 1. J 1条件で①を選択し、かつJ 3条件で②、③、⑤を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。
 2. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は④が選択できない。また、J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は②、③が選択できない。
 3. J 1条件で②を選択し、かつJ 3条件で④、⑤を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。
 4. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表4.2より選択すること。
 5. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は表4.3より選択すること。
 6. J 2条件でA種を選択した場合は、J 7条件の選択はできない。
 7. J 1条件で①を選択し、かつJ 2条件で②～③、⑤、⑦、⑨を選択した場合は、J 7条件で④～⑦、⑨～⑩の選択はできない。
 8. J 1条件で②を選択し、かつJ 2条件で②～③、⑤、⑦、⑨を選択した場合は、J 7条件で②～⑤、⑧～⑨の選択はできない。

表4.1 施工区分

施工区分	番号
土中建込	①
コンクリート建込	②

表4.2 規格・仕様(土中建込)

区分	規格・仕様	単位	番号
土中建込	Gr-A-4E	m	①
	Gr-B-4E	m	②
	Gr-C-4E	m	③
	Gr-Am-4E	m	④
	Gr-Bm-4E	m	⑤
メッキ品	Gr-A-4E	m	⑥
	Gr-B-4E	m	⑦
	Gr-Am-4E	m	⑧
	Gr-Bm-4E	m	⑨

VI-2-③-8

4. 施工単価入力基準表

(1) 防護柵設置工(ガードレール設置工)								
施工歩掛コード	S6599	施工単位	m					
施工区分	入 力 条 件							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	
	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.3)	施工規模 による加算 (表4.4)	夜間作業の 補正 ①無 ②有	時間的制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	曲線部 補正 ①無 ②有	加算額 (表4.14)	

現行どおり

語句の追加

積算上の注意事項

工 種	防護柵工(ガードレール)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正	
		現行	

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

表4.3 規格・仕様(コンクリート建込)

区分	規格・仕様	単位	番号
コンクリート建込	塗装品	Gr-A-2B	m ①
		Gr-B-2B	m ②
		Gr-C-2B	m ③
		Gr-Am-2B	m ④
		Gr-Bm-2B	m ⑤
メッキ品		Gr-A-2B	m ⑥
		Gr-B-2B	m ⑦
		Gr-Am-2B	m ⑧
		Gr-Bm-2B	m ⑨

表4.4 施工規模による加算

施工規模	番号
100m以上(標準)	①
50m以上100m未満	②
21m以上50m未満	③
21m以上100m未満	④
21m未満	⑤

(2) 防護柵設置工(ガードレール設置工)耐雪型

施工歩掛コード	施工単位	入 力 条 件						
施工区分		J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7
各種		施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.5) 表4.6	施工規模 (表4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的弾射を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部補正 ①無 ②有	加算額 (表4.14)

- (注) 1. 本コードは、ヒーム補強金具を必要とする場合の施工費を含む。
 2. J1条件で①を選択し、かつJ3条件で②、③、⑤を選択した場合は、J5条件は①で固定される。
 3. J1条件で①を選択した場合は、J3条件は④が選択できない。また、J1条件で②を選択した場合は、J3条件は②、③が選択できない。
 4. J1条件で②を選択し、かつJ3条件で④、⑤を選択した場合は、J5条件は①で固定される。
 5. J1条件で①を選択した場合は、J2条件は表4.5より選択すること。
 6. J1条件で②を選択した場合は、J2条件は表4.6より選択すること。
 7. J2条件でA種を選択した場合は、J7条件の選択はできない。
 8. J1条件で①を選択し、J2条件で⑥及び⑩を選択した場合は、J7条件で④～⑦及び⑨～⑩は選択できない。
 9. J1条件で①を選択し、J2条件で⑥、⑧及び⑩を選択した場合は、J7条件で②～③、⑥～⑧及び⑩は選択できない。
 10. J1条件で①を選択し、J2条件で⑦、⑨及び⑩を選択した場合は、J7条件で②～⑤、⑧～⑨は選択できない。
 11. J1条件で②を選択し、J2条件で⑤～⑨又は⑩～⑩を選択した場合は、J7条件で②～⑤及び⑧～⑩は選択できない。

VI-2-③-9

現行どおり

(2) 防護柵設置工(ガードレール設置工)耐雪型

施工歩掛コード	施工単位	入 力 条 件						
施工区分		J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7
各種		施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.5)	施工規模 による加算 (表4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的弾射を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部補正 ①無 ②有	加算額 (表4.14)

現行どおり

語句の追加

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

工 種	防護柵工(ガードレール)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正	備考
		現行	

現		行																																											
<p>(4) 防護柵設置工 (材料費を除く手間のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6600</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)</td> <td>施工規模 (表 4.4)</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>曲線部の補正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1 条件で①を選択した場合は、J 3 条件は④が選択できない。また、J 1 条件で②を選択した場合は、J 3 条件は②、③が選択できない。 2. J 1 条件で①を選択し、かつ J 3 条件で②、③、⑤を選択した場合は、J 5 条件は①で固定される。 3. J 1 条件で②を選択し、かつ J 3 条件で④、⑤を選択した場合は、J 5 条件は①で固定される。 4. J 1 条件で①を選択した場合は、J 2 条件は表 4.2 より選択すること。 5. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件は表 4.3 より選択すること。 6. J 2 条件で選択した規格・仕様のガードレール材料費が控除され、J 3 条件で⑤を選択した場合は、土中建設の場合はガードレール標準材料費を 40% 割増し、コンクリート建設の場合にはガードレール標準材料費を 30% 割増し、控除される。 ただし、J 6 条件で②を選択した場合は、ガードレール材料費 [円/m] に「ガードレール標準材料費+曲げ加工費」を登録すること。 7. 材料が支給品の場合は、支給品扱いとして材料費を別途計上する。 8. 支給品の積込・運搬が必要な場合は、「第 1 編第 2 章③現場発成品及び支給品運搬」SZA081 により別途計上すること。</p> <p>(5) 防護柵設置工 (材料費を除く手間のみ) 耐雪型</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td></td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)</td> <td>施工規模 (表 4.4)</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>曲線部の補正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1 条件で①を選択した場合は、J 3 条件は④が選択できない。また、J 1 条件で②を選択した場合は、J 3 条件は②、③が選択できない。 2. J 1 条件で①を選択し、かつ J 3 条件で②、③、⑤を選択した場合は、J 5 条件は①で固定される。 3. J 1 条件で②を選択し、かつ J 3 条件で④、⑤を選択した場合は、J 5 条件は①で固定される。 4. J 1 条件で①を選択した場合は、J 2 条件は表 4.5 より選択すること。 5. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件は表 4.6 より選択すること。 6. J 2 条件で選択した規格・仕様のガードレール材料費が控除され、J 3 条件で⑤を選択した場合は、土中建設の場合はガードレール標準材料費を 40% 割増し、コンクリート建設の場合にはガードレール標準材料費を 30% 割増し、控除される。 ただし、J 6 条件で②を選択した場合は、ガードレール耐雪型材料費 [円/m] に「ガードレール耐雪型標準材料費+曲げ加工費」を入力すること。 7. 本コードは、ビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。 8. 材料が支給品の場合は、支給品扱いとして材料費を別途計上する。 9. 支給品の積込・運搬が必要な場合は、「第 1 編第 2 章③現場発成品及び支給品運搬」SZA081 により別途計上すること。</p>				施工歩掛コード	S6600	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分	規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有	施工歩掛コード		施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分	規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有
施工歩掛コード	S6600	施工単位	m																																										
施工区分	入 力 条 件																																												
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																							
	施工区分	規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有																																							
施工歩掛コード		施工単位	m																																										
施工区分	入 力 条 件																																												
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																							
	施工区分	規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有																																							
VI-2-③-13																																													

改		正																																											
<p>(4) 防護柵設置工 (材料費を除く手間のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6600</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)</td> <td>施工規模 (表 4.4)</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>曲線部の補正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>現行どおり</p> <p>(5) 防護柵設置工 (材料費を除く手間のみ) 耐雪型</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td></td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)</td> <td>施工規模 (表 4.4)</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>曲線部の補正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>現行どおり</p> <p>語句の追加</p>				施工歩掛コード	S6600	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分	規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有	施工歩掛コード		施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分	規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有
施工歩掛コード	S6600	施工単位	m																																										
施工区分	入 力 条 件																																												
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																							
	施工区分	規格・仕様 (表 4.2) (表 4.3)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有																																							
施工歩掛コード		施工単位	m																																										
施工区分	入 力 条 件																																												
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																							
	施工区分	規格・仕様 (表 4.5) (表 4.6)	施工規模 (表 4.4)	夜間作業の補正 ①無 ②有	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	曲線部の補正 ①無 ②有																																							

積算上の注意事項

工 種	法面工
-----	-----

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>④ 法 面 工</p> <p>④-1 法 面 工</p> <p>1. 適 用 範 囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、法面施肥工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合。</p> <p>9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</p> <p>10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p>	<p>現行どおり</p> <p>10) 夜間作業の場合</p> <p>11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p>	記載の追加 番号の修正
	VI-2-④-1		
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																			
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <table border="1" data-bbox="257 406 481 542"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植生筋工 筋芝工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土羽土 (材料費) は含まない。 2. 耳芝及び肥料等, 必要な資材を含む。 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。</p> <table border="1" data-bbox="257 606 481 758"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>張芝工</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 耳芝, 目串及び肥料等, 必要な資材を含む。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。</p> <table border="1" data-bbox="257 805 481 949"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>枠内吹付工 (吹付枠工)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 枠内にモルタル, コンクリート及び植生 基材を吹付ける場合とし, 規格仕様はそれ ぞれの工種に準ずる。</p> <table border="1" data-bbox="257 1117 481 1252"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>繊維ネット工 (緑化基礎工)</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-3</p>	工 種	市場単価			機	労	材	植生筋工 筋芝工	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	張芝工	/	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <table border="1" data-bbox="1153 614 1377 758"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>張芝工</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 耳芝, <u>芝串</u>及び肥料等, 必要な資材を含む。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。</p> <table border="1" data-bbox="1153 805 1377 949"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>枠内吹付工 (吹付枠工)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 枠内にモルタル, コンクリート及び植生 基材を吹付ける場合とし, 規格仕様はそれ ぞれの工種に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	工 種	市場単価			機	労	材	張芝工	/	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">語句の修正</p>
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
植生筋工 筋芝工	○	○	○																																																																		
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
張芝工	/	○	○																																																																		
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○																																																																		
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○																																																																		
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
張芝工	/	○	○																																																																		
工 種	市場単価																																																																				
	機	労	材																																																																		
枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○																																																																		
積算上の注意事項																																																																					

工 種	法面工
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																
<p>2-2 市場単価の規格・仕様 法面工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。</p> <p>表2.1 モルタル吹付工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">モルタル吹付工</td> <td>厚5cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚6cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚7cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚8cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚9cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚10cm</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.2 コンクリート吹付工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリート吹付工</td> <td>厚10cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚15cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚20cm</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.3 機械播種施工による植生工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">植生基材吹付工</td> <td>厚3cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚4cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚5cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚6cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚7cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚8cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">客土吹付工</td> <td>厚1cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚2cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>厚3cm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>種子散布工</td> <td></td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.4 人力施工による植生工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生マット工</td> <td>肥料袋付</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植生シート工</td> <td>標準品</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>環境品</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>植生筋工</td> <td>人工筋芝(種子帯)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>筋芝工</td> <td>野芝・高麗芝</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>派芝工</td> <td>野芝・高麗芝(全面派)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 植生シート工の環境品とは、分解(腐食)型及び循環型(間伐材等使用)製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。</p> <p>表2.5 ネット張工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">繊維ネット工</td> <td>肥料袋無</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>肥料袋付</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>VI-2-④-4</p>	区 分	規格・仕様	単 位	モルタル吹付工	厚5cm	m ²	厚6cm	m ²	厚7cm	m ²	厚8cm	m ²	厚9cm	m ²	厚10cm	m ²	区 分	規格・仕様	単 位	コンクリート吹付工	厚10cm	m ²	厚15cm	m ²	厚20cm	m ²	区 分	規格・仕様	単 位	植生基材吹付工	厚3cm	m ²	厚4cm	m ²	厚5cm	m ²	厚6cm	m ²	厚7cm	m ²	厚8cm	m ²	客土吹付工	厚1cm	m ²	厚2cm	m ²	厚3cm	m ²	種子散布工		m ²	区 分	規格・仕様	単 位	植生マット工	肥料袋付	m ²	植生シート工	標準品	m ²	環境品	m ²	植生筋工	人工筋芝(種子帯)	m ²	筋芝工	野芝・高麗芝	m ²	派芝工	野芝・高麗芝(全面派)	m ²	区 分	規格・仕様	単 位	繊維ネット工	肥料袋無	m ²	肥料袋付	m ²	<p>2-2 市場単価の規格・仕様 法面工の市場単価の規格・仕様区分は、<u>次表を標準とする。</u></p> <p>現行どおり</p>	<p>備考</p> <p>語句の修正</p>
区 分	規格・仕様	単 位																																																																																
モルタル吹付工	厚5cm	m ²																																																																																
	厚6cm	m ²																																																																																
	厚7cm	m ²																																																																																
	厚8cm	m ²																																																																																
	厚9cm	m ²																																																																																
	厚10cm	m ²																																																																																
区 分	規格・仕様	単 位																																																																																
コンクリート吹付工	厚10cm	m ²																																																																																
	厚15cm	m ²																																																																																
	厚20cm	m ²																																																																																
区 分	規格・仕様	単 位																																																																																
植生基材吹付工	厚3cm	m ²																																																																																
	厚4cm	m ²																																																																																
	厚5cm	m ²																																																																																
	厚6cm	m ²																																																																																
	厚7cm	m ²																																																																																
	厚8cm	m ²																																																																																
客土吹付工	厚1cm	m ²																																																																																
	厚2cm	m ²																																																																																
	厚3cm	m ²																																																																																
種子散布工		m ²																																																																																
区 分	規格・仕様	単 位																																																																																
植生マット工	肥料袋付	m ²																																																																																
植生シート工	標準品	m ²																																																																																
	環境品	m ²																																																																																
植生筋工	人工筋芝(種子帯)	m ²																																																																																
筋芝工	野芝・高麗芝	m ²																																																																																
派芝工	野芝・高麗芝(全面派)	m ²																																																																																
区 分	規格・仕様	単 位																																																																																
繊維ネット工	肥料袋無	m ²																																																																																
	肥料袋付	m ²																																																																																
積算上の注意事項																																																																																		

工 種	法面工
-----	-----

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>(3) 客土吹付工, 種子散布工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は, 第VI編第2章④-2吹付枠工による。 2) 施工規模は, 客土吹付工, 種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 3) 客土吹付工は, 法面部への施工を標準とするが, 法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし, 平面部のみ施工には適用出来ない。 4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。 6) 沖縄の種子散布工は土壌団粒化剤を使用する。 <p>(4) 枠内吹付工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章④-2吹付枠工による。 <p>(5) 植生マット工, 植生シート工, 繊維ネット工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 肥料袋付(肥料袋間隔: 40 ~ 50cm)が2重ネット, 肥料袋無が1重ネットを標準とする。 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工, 繊維ネット工(肥料袋付)が6本/m²程度, 植生シート工が4本/m²程度, 繊維ネット(肥料袋無)が3本/m²程度を標準とする。また, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm, 止め釘はL=150mmを標準とする。 3) 繊維ネット工は, 種子の費用を含まない。 4) 施工規模は, 1工事における植生マット工, 植生シート工の合計数量で判定する。 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合, 施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合, 施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。 <p>(6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 植生筋工, 筋芝工の設計数量は, 芝の総面積ではなく, 対象となる法面の面積とする。 2) 植生筋工, 筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。 3) 張芝工は, 施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。 4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, 目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用出来る。 5) 施工規模は, 植生筋工, 筋芝工, 張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 6) 北海道の張芝は栽培土工芝とし, 形状はロール芝, かけ土作業は含まない。 7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。 <p style="text-align: center;">VI-2-④-8</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, <u>芝串</u>及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用出来る。</p>	語句の修正
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備 考
---	---	---	---	-----

4. 施工単価入力基準表

(1) モルタル吹付工

施工歩掛コード	SF295	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
	吹付厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
各種	① 5 cm ② 6 cm ③ 7 cm ④ 8 cm ⑤ 9 cm ⑥ 10 cm	① 1000 ㎡以上(標準) ② 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ③ 250 ㎡以上 500 ㎡未満 ④ 250 ㎡未満	① 無 ② 有
			枠内吹付の場合の補正
			① 無 ② 有

- (注) 1. J 2 条件で②～④を選択した場合は、J 3 条件は①で固定される。
 2. J 2 条件の施工規模は、1 工事に、モルタル吹付工と枠内吹付工(モルタル)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 3. 法面整形が必要な場合は「第Ⅱ編第2章①法面工」により別途計上すること。

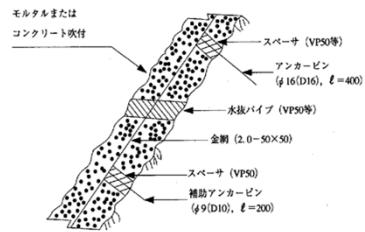
(2) コンクリート吹付工

施工歩掛コード	SF299	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
	吹付厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
各種	① 10 cm ② 15 cm ③ 20 cm	① 1000 ㎡以上(標準) ② 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ③ 250 ㎡以上 500 ㎡未満 ④ 250 ㎡未満	① 無 ② 有
			枠内吹付の場合の補正
			① 無 ② 有

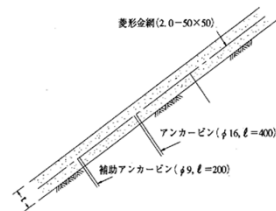
- (注) 1. J 2 条件で②～④を選択した場合は、J 3 条件は①で固定される。
 2. J 2 条件の施工規模は、1 工事に、コンクリート吹付工と枠内吹付工(コンクリート)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 3. 法面整形が必要な場合は「第Ⅱ編第2章①法面工」により別途計上すること。

4. 参 考 資 料

(1) モルタル吹付工及びコンクリート吹付工



(2) 植生基材吹付工



番号の修正
掲載箇所の修正

次項へ移動

VI-2-④-9

積算上の注意事項

改 正 理 由	一部改正	改 正	備 考
		現 行	

現 行

改 正

備 考

(3) 機械播種施工による植生工

施工歩掛コード	SF303	施工単位	m ²			
施工区分	入 力 条 件					
各種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	工 種 区 分	吹 付 厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正	法 面 垂 直 高 による補正	枠内吹付の場合の補正
		① 1cm ② 2cm ③ 3cm ④ 4cm ⑤ 5cm ⑥ 6cm ⑦ 7cm ⑧ 8cm ⑨ 10cm	① 1000 m ² 以上(標準) ② 500 m ² 以上 ③ 1000 m ² 未満 ④ 250 m ² 以上 ⑤ 500 m ² 未満 ⑥ 250 m ² 未満	① 無 ② 有	① 無 ② 有	① 無 ② 有
	①植生基材吹付工 ②容土吹付工 ③種子散布工					

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は③~⑨より選択すること。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は①~③より選択すること。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 2条件は選択する必要はない。
 4. J 1条件で④⑤を選択した場合は、J 5、J 6条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件の施工規模は、1工事に、植生基材吹付工と枠内吹付工(植生基材)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 6. J 3条件で④~⑥を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 7. J 5条件の法面垂直高補正は、施工基面から上面に施工する場合の法面垂直高が45mを超え80m以下の場合に②(補正有り)を選択する。ただし、施工基面から下面に施工する場合は、法面垂直高が45mを超え80m以下であっても①(補正無し)を選択すること。
 8. 繊維ネットが必要な場合は、「(5) 繊維ネット工 SF320」により別途計上すること。
 9. J 1条件で②を選択した場合でラス張が必要な場合は「第VI編第2章④-2吹付枠工 SF327」により別途計上することとし、その場合は「法面滑掃を必要としない場合」を条件選択すること。
 10. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 11. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章③野芝種子吹付工」により別途計上すること。

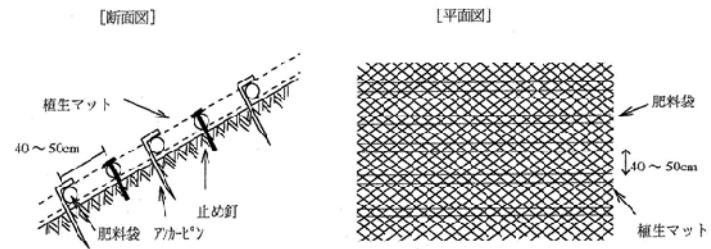
(4) 人力施工による植生工

施工歩掛コード	SF316	施工単位	m ²
施工区分	入 力 条 件		
各種	J 1	J 2	J 3
	工 種 区 分	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
	①植生マット工 ②植生シート工(標準品) ③植生シート工(環境品) ④植生筋工 ⑤筋芝工 ⑥張芝工	① 1000 m ² 以上(標準) ② 500 m ² 以上1000 m ² 未満 ③ 500 m ² 未満 ④ 500 m ² 以上(標準) ⑤ 300 m ² 以上500 m ² 未満 ⑥ 300 m ² 未満	① 無 ② 有

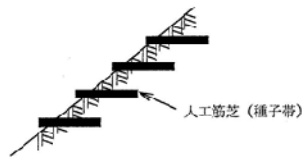
(注) 1. J 1条件で①~③を選択した場合は、J 2条件は①~③より選択すること。
 2. J 1条件で④~⑥を選択した場合は、J 2条件は④~⑥より選択すること。
 3. J 2条件で②~③及び⑤~⑥を選択した場合、J 3条件は①で固定される。
 4. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 5. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章③野芝種子吹付工」により別途計上すること。
 6. 植生マット工、植生シート工については、1工事において植生マット工と植生シート工を使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

VI-2-④-10

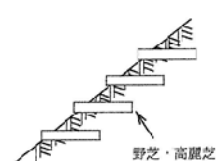
(3) 植生マット工



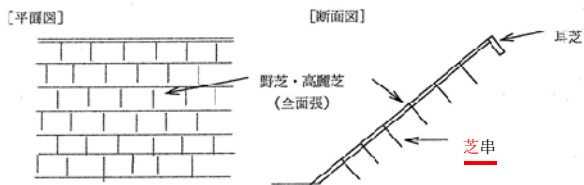
(4) 植生筋工



(5) 筋芝工



(6) 張芝工



次項へ移動

掲載箇所の修正
語句の修正

積算上の注意事項

工 種	法面工
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

7. 張芝工については、1工事において法面工と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

(5) 繊維ネット工

施工歩掛コード	SF320	施工単位	m ²
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	J 3
	施工規模	肥料袋の有無	時間制約を受ける場合の補正
	① 1000 m ² 以上(標準) ② 500 m ² 以上1000 m ² 未満 ③ 500 m ² 未満	① 無 ② 有	① 無 ② 有

(注) 1. J 1条件で②③を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。
2. 繊維ネット工を単独で施工する場合、J 1条件の施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、J 1条件の施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。
3. 植生工が必要な場合は、(3)機械播種による植生工SF303により別途計上すること。

5. 参 考 資 料

(1) モルタル吹付工及びコンクリート吹付工

(2) 植生基材吹付工

VI-2-④-11

5. 施工単価入力基準表

(1) モルタル吹付工

施工歩掛コード	SF295	施工単位	m ²	
施工区分	入 力 条 件			
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4
	吹付厚	施工規模	時間制約を受ける場合の補正	枠内吹付の場合の補正
	① 5 cm ② 6 cm ③ 7 cm ④ 8 cm ⑤ 9 cm ⑥ 10 cm	① 1000 m ² 以上(標準) ② 500 m ² 以上1000 m ² 未満 ③ 250 m ² 以上500 m ² 未満 ④ 250 m ² 未満	① 無 ② 有	① 無 ② 有

(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。
2. J 2条件の施工規模は、1工事に、モルタル吹付工と枠内吹付工(モルタル)がある場合、合計施工数量で判定すること。
3. 法面整形が必要な場合は「第Ⅱ編第2章①-1法面整形工」により別途計上すること。

次項へ移動

(2) コンクリート吹付工

施工歩掛コード	SF299	施工単位	m ²	
施工区分	入 力 条 件			
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4
	吹付厚	施工規模	時間制約を受ける場合の補正	枠内吹付の場合の補正
	① 10cm ② 15cm ③ 20cm	① 1000 m ² 以上(標準) ② 500 m ² 以上1000 m ² 未満 ③ 250 m ² 以上500 m ² 未満 ④ 250 m ² 未満	① 無 ② 有	① 無 ② 有

(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。
2. J 2条件の施工規模は、1工事に、コンクリート吹付工と枠内吹付工(コンクリート)がある場合、合計施工数量で判定すること。
3. 法面整形が必要な場合は「第Ⅱ編第2章①-1法面整形工」により別途計上すること。

前項へ移動

番号の修正
掲載箇所の修正

語句の修正

語句の修正

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行

(3) 植生マット工

【断面図】

【平面図】

(4) 植生筋工

(5) 筋芝工

(6) 張芝工

【平面図】

【断面図】

VI-2-④-12

改 正

(3) 機械播種施工による植生工

施工歩掛コード	SF303	施工単位	㎡			
施工区分	入 力 条 件					
各種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	工 種 区 分	吹 付 厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正	法 面 垂 直 高 による 補 正	枠内吹付の場合の補正
	①植生基材吹付工 ②客土吹付工 ③種子散布工	① 1cm ② 2cm ③ 3cm ④ 4cm ⑤ 5cm ⑥ 6cm ⑦ 7cm ⑧ 8cm ⑨ 10cm	① 1000㎡以上(標準) ② 500㎡以上 1000㎡未満 ③ 250㎡以上 500㎡未満 ④ 250㎡未満	① 無 ② 有	① 無 ② 有	① 無 ② 有

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は③～⑨より選択すること。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 2条件は選択する必要はない。
 4. J 1条件で②③を選択した場合は、J 5、J 6条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件の施工規模は、1工事に、植生基材吹付工と枠内吹付工(植生基材)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 6. J 3条件で②～④を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 7. J 5条件の法面垂直高補正は、施工基面から上面に施工する場合の法面垂直高が45mを超え、80m以下の場合に②(補正有り)を選択する。ただし、施工基面から下面に施工する場合は、法面垂直高が45mを超え、80m以下であっても①(補正無し)を選択すること。
 8. 繊維ネットが必要な場合は、「(5) 繊維ネット工 SF320」により別途計上すること。
 9. J 1条件で②を選択した場合でラス張が必要な場合は「第VI編第2章④-2吹付枠工 SF327」により別途計上することとし、その場合は「法面清掃を必要としない場合」を条件選択すること。
 10. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①-1法面整形工」により別途計上すること。
 11. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章①野芝種子吹付工」により別途計上すること。

(4) 人力施工による植生工

施工歩掛コード	SF316	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
各種	J 1	J 2	J 3
	工 種 区 分	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
	①植生マット工 ②植生シート工(標準品) ③植生シート工(環境品) ④植生筋工 ⑤筋芝工 ⑥張芝工	① 1000㎡以上(標準) ② 500㎡以上1000㎡未満 ③ 500㎡未満 ④ 500㎡以上(標準) ⑤ 300㎡以上500㎡未満 ⑥ 300㎡未満	① 無 ② 有

(注) 1. J 1条件で①～③を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 2. J 1条件で④～⑥を選択した場合は、J 2条件は④～⑥より選択すること。
 3. J 2条件で②～③及び⑤～⑥を選択した場合、J 3条件は①で固定される。
 4. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①-1法面整形工」により別途計上すること。
 5. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章①野芝種子吹付工」により別途計上すること。
 6. 植生マット工、植生シート工については、1工事に於いて植生マット工と植生シート工を使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

前項へ移動

備 考

掲載箇所の修正

語句の修正

積算上の注意事項

工 種	法面工
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行																												
現 行	改 正	備 考																												
	<p>前項より移動</p> <p>7. 張芝工については、1 工事において法面工と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。</p> <p>(5) 繊維ネット工</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF320</td> <td>施工単位</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>施 工 規 模</td> <td>肥料袋の有無</td> <td>時間制約を受ける場合の補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 1000 m² 以上(標準)</td> <td></td> <td>① 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 500 m² 以上 1000 m² 未満</td> <td>① 無</td> <td>② 有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 500 m² 未満</td> <td>② 有</td> <td>② 有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1 条件で②③を選択した場合は、J 3 条件は①で固定される。 2. 繊維ネット工を単独で施工する場合、J 1 条件の施工規模は繊維ネット工のみの 1 工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、J 1 条件の施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。 3. 植生工が必要な場合は、(3)機械播種による植生工 SF303 により別途計上すること。</p>	施工歩掛コード	SF320	施工単位	m ²	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	施 工 規 模	肥料袋の有無	時間制約を受ける場合の補正		① 1000 m ² 以上(標準)		① 無		② 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	① 無	② 有		③ 500 m ² 未満	② 有	② 有	掲載箇所の修正	
施工歩掛コード	SF320	施工単位	m ²																											
施工区分	入 力 条 件																													
各 種	J 1	J 2	J 3																											
	施 工 規 模	肥料袋の有無	時間制約を受ける場合の補正																											
	① 1000 m ² 以上(標準)		① 無																											
	② 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	① 無	② 有																											
	③ 500 m ² 未満	② 有	② 有																											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;"> <p>現行無し</p> </div> <p style="text-align: center;">VI-2-④-13</p>																													
積算上の注意事項																														

工 種	吹付砕工
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改 正	備 考
---	---	--------	--------

④-2 吹付砕工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による吹付砕工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。

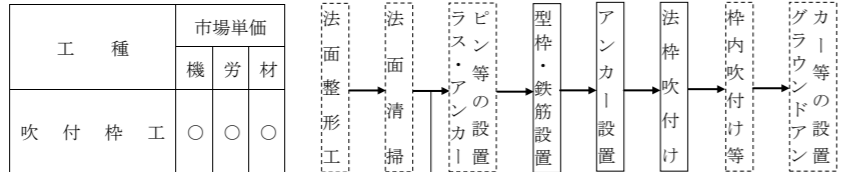
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。
 - 2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 - 3) 基本外観形状が矩形(正方形,長方形)以外(三角形,台形,円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合は除く)。
 - 4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 - 5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 - 6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 - 7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 - 8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

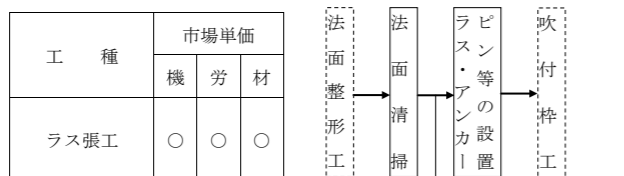
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. ハンチの有無は問わない。
- 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
- 3. 目地については別途考慮する。
- 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。



- (注) 1. ラス張工(法面清掃)は全面張を標準とする。
- 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
- 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積込み、運搬についても含む

VI-2-④-13

現行どおり

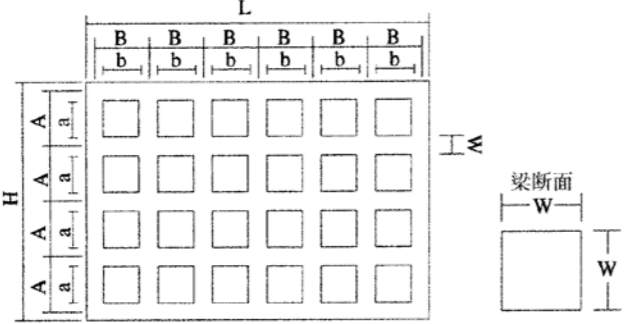
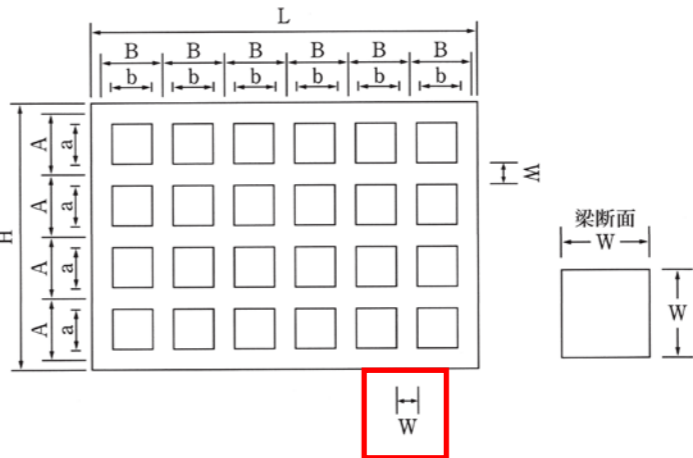
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。
 - 2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 - 3) 基本外観形状が矩形(正方形,長方形)以外(三角形,台形,円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合は除く)。
 - 4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 - 5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 - 6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 - 7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 - 8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) 夜間作業の場合。
 - 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

現行どおり

記載の変更

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 現行																						
現 行		改 正																						
<p>2-4 加算額 加算率の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算率の適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水切モルタル・コンクリート</td> <td>水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>表面コテ仕上げをする場合</td> <td>吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 加算額総金額(注2) (注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀又はS₁, S₂又はS₃/100) × (K₁ × K₂) (注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>計算方法 縦枠: $H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$ 横枠: $b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$</p> <p>(2) 土質及び法勾配は問わない。 (3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。 (4) 異形棒鋼の材質はSD295A, SD345を問わない。 (5) スターラップ(梁断面サイズ400×400以上)及び水抜パイプの有無は問わない。 (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。 (7) 主アンカー(法枠交点部のアンカー)の種類による市場単価の適用の可否は次表による。 また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー(アンカーピン)の長さは1.0m以内とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-15</p>		規格・仕様	適用基準	単位	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²	<p>2-4 加算額 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算額の適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水切モルタル・コンクリート</td> <td>水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>表面コテ仕上げをする場合</td> <td>吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td><u>間詰モルタル・コンクリート</u></td> <td><u>間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</u></td> <td><u>m³</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	規格・仕様	適用基準	単位	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²	<u>間詰モルタル・コンクリート</u>	<u>間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</u>	<u>m³</u>	<p>記載の変更</p> <p>図の修正</p>
規格・仕様	適用基準	単位																						
水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³																						
表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²																						
規格・仕様	適用基準	単位																						
水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³																						
表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²																						
<u>間詰モルタル・コンクリート</u>	<u>間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</u>	<u>m³</u>																						
積算上の注意事項																								

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																											
現	行	改 正	備 考																																																											
<p style="text-align: center;">表3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">梁断面 (mm)</th> <th colspan="3">主アンカー (法枠交点部のアンカー)</th> </tr> <tr> <th>アンカーバー (長さ 1.0m以下)</th> <th>グラウンドアンカー</th> <th>ロックボルト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>150 × 150</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>200 × 200</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td></tr> <tr><td>300 × 300</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td></tr> <tr><td>400 × 400</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td></tr> <tr><td>500 × 500</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>600 × 600</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○ (注) 1</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ロックボルト, グラウンドアンカーの材料費及び施工費 (労務+機械経費) は含まない。 2. ロックボルトを設置する場合は「第VI編第2章市場単価⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工)」, グラウンドアンカーを設置する場合は, 「第II編第2章共通工⑬アンカー工 (ロータリーパー カッション式)」により別途計上すること。</p> <p>(8) 梁断面サイズの50%を超える間詰コンクリート (モルタル) が必要な場合は, 別途考慮する。 なお, 量の判定は各梁ごとに行う。</p> <p>(9) 施工規模は, コンクリート吹付け, モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(10) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい, これを超えるものについて は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 標準設計アンカー力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">梁断面 (mm)</th> <th colspan="2">設計アンカー力 kN (t f)</th> </tr> <tr> <th>二方向</th> <th>一方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>400 × 400</td><td>150 以下 (15.3)</td><td>75 以下 (7.7)</td></tr> <tr><td>500 × 500</td><td>400 以下 (40.8)</td><td>200 以下 (20.4)</td></tr> <tr><td>600 × 600</td><td>600 以下 (61.2)</td><td>300 以下 (30.6)</td></tr> </tbody> </table> <p>(11) 菱形金網は, 線径 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは φ 9 (D10) × L = 200mm・1.5 本/m²及び φ 16 (D 16) × L = 400mm・0.3 本/m²をそれぞれ標準とする。</p> <p>(12) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定 する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-16</p>		梁断面 (mm)	主アンカー (法枠交点部のアンカー)			アンカーバー (長さ 1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト	150 × 150	○	×	×	200 × 200	○	×	○ (注) 1	300 × 300	○	×	○ (注) 1	400 × 400	×	○ (注) 1	○ (注) 1	500 × 500	×	○ (注) 1	×	600 × 600	×	○ (注) 1	×	梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)		二方向	一方向	400 × 400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)	500 × 500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)	600 × 600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリート(モルタル)が必要な場合は, 別途考慮する。 なお, 量の判定は各梁ごとに行う。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">表3.2 標準設計アンカー力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">梁断面 (mm)</th> <th colspan="2">設計アンカー力 kN (t f)</th> </tr> <tr> <th>二方向</th> <th>一方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>400 × 400</td><td>150 以下 (15.3) 以下</td><td>75 以下 (7.7) 以下</td></tr> <tr><td>500 × 500</td><td>400 以下 (40.8) 以下</td><td>200 以下 (20.4) 以下</td></tr> <tr><td>600 × 600</td><td>600 以下 (61.2) 以下</td><td>300 以下 (30.6) 以下</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">語句の修正</p>	梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)		二方向	一方向	400 × 400	150 以下 (15.3) 以下	75 以下 (7.7) 以下	500 × 500	400 以下 (40.8) 以下	200 以下 (20.4) 以下	600 × 600	600 以下 (61.2) 以下	300 以下 (30.6) 以下	
梁断面 (mm)	主アンカー (法枠交点部のアンカー)																																																													
	アンカーバー (長さ 1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト																																																											
150 × 150	○	×	×																																																											
200 × 200	○	×	○ (注) 1																																																											
300 × 300	○	×	○ (注) 1																																																											
400 × 400	×	○ (注) 1	○ (注) 1																																																											
500 × 500	×	○ (注) 1	×																																																											
600 × 600	×	○ (注) 1	×																																																											
梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)																																																													
	二方向	一方向																																																												
400 × 400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)																																																												
500 × 500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)																																																												
600 × 600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)																																																												
梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)																																																													
	二方向	一方向																																																												
400 × 400	150 以下 (15.3) 以下	75 以下 (7.7) 以下																																																												
500 × 500	400 以下 (40.8) 以下	200 以下 (20.4) 以下																																																												
600 × 600	600 以下 (61.2) 以下	300 以下 (30.6) 以下																																																												
積算上の注意事項																																																														

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表
(1) 吹付砕工

施工歩掛コード	SF323	施工単位	m
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
各 種	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正
	(表 4.1)	(表 4.2)	①無 ②有

(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。
2. 目地については別途計上すること。
3. J 2条件は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
4. 枠内吹付けが必要な場合は、「第VI編第2章④-1法面工」により別途計上すること。
5. 枠内中詰が必要な場合は、「第II編第2章①-4コンクリート法砕工」、「第II編第2章①-6現場吹付法砕工」により別途計上すること。

表4.1 規格・仕様

規格・仕様 梁断面	入力番号
150 × 150	①
200 × 200	②
300 × 300	③
400 × 400	④
500 × 500	⑤
600 × 600	⑥

表4.2 施工規模

施 工 規 模	入力番号
500m以上 (標準)	①
250m以上 500m未満	②
100m以上 250m未満	③
100m未満	④

(2) ラス張工

施工歩掛コード	SF327	施工単位	m ²
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
各 種	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	法面清掃を必要としない場合の補正
	(表 4.3)	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 1条件で②～④を選択した場合は、J 2条件は①で固定される。
2. J 3条件は吹付砕工に適用する場合は①、客土吹付工に適用する場合は②を選択すること。②を選択することにより、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

VI-2-④-17

4. 施工単価入力基準表
(1) 吹付砕工

施工歩掛コード	SF323	施工単位	m
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
各 種	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正
	(表 4.1)	(表 4.2)	①無 ②有

(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。
2. 目地については別途計上すること。
3. J 2条件は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
4. 枠内吹付けが必要な場合は、「第VI編第2章④-1法面工」により別途計上すること。
5. 枠内中詰が必要な場合は、「第II編第2章①-4コンクリート法砕工」、~~「第II編第2章①-6現場吹付法砕工」~~により別途計上すること。

現行どおり

語句の修正

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

工 種	吹付砕工
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行																								
現 行		改 正																								
<p style="text-align: center;">表4.3 施工規模</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施 工 規 模</th> <th style="width: 40%;">入 力 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000 m²以上 (標準)</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>500 m²以上 1000 m²未満</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>250 m²以上 500 m²未満</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> <tr> <td>250 m²未満</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水切モルタル・コンクリート (加算額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 20%;">SF331</td> <td style="width: 20%;">施工単位</td> <td style="width: 40%;">m³</td> </tr> </table> <p>(注) 本コードは吹付砕工に対する加算額であり、必要に応じて計上する。なお、単独施工については適用出来ない。</p> <p>(4) 表面コテ仕上げ (加算額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 20%;">SF335</td> <td style="width: 20%;">施工単位</td> <td style="width: 40%;">m²</td> </tr> </table> <p>(注) 本コードは吹付砕工に対する加算額であり、必要に応じて計上する。なお、単独施工については適用出来ない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em;">現行なし</p> </div>		施 工 規 模	入 力 番 号	1000 m ² 以上 (標準)	①	500 m ² 以上 1000 m ² 未満	②	250 m ² 以上 500 m ² 未満	③	250 m ² 未満	④	施工歩掛コード	SF331	施工単位	m ³	施工歩掛コード	SF335	施工単位	m ²	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">} 現行どおり</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(5) 間詰モルタル・コンクリート (加算額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">施工単位</td> <td style="width: 40%;">m³</td> </tr> </table> <p>(注) 本コードは吹付砕工に対する加算額であり、必要に応じて計上する。なお、単独施工については適用出来ない。</p> </div>		施工歩掛コード		施工単位	m ³	<p>記載の追加</p>
施 工 規 模	入 力 番 号																									
1000 m ² 以上 (標準)	①																									
500 m ² 以上 1000 m ² 未満	②																									
250 m ² 以上 500 m ² 未満	③																									
250 m ² 未満	④																									
施工歩掛コード	SF331	施工単位	m ³																							
施工歩掛コード	SF335	施工単位	m ²																							
施工歩掛コード		施工単位	m ³																							
VI-2-④-18																										
積算上の注意事項																										

工 種	橋梁付属物工(橋梁用伸縮継手装置設置工)
-----	----------------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																													
現 行		改 正																																													
<p>2-2 市場単価の規格・仕様 橋梁用伸縮継手設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新 設</td> <td>軽 量 型</td> <td>1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>普 通 型</td> <td>1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補 修</td> <td rowspan="2">軽 量 型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普 通 型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>		規 格 ・ 仕 様			単 位	新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	補 修	軽 量 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で1車線相当 （3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で2車線相当 （7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	普 通 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で1車線相当 （3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で2車線相当 （7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	<p>2-2 市場単価の規格・仕様 橋梁用伸縮継手設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新 設</td> <td>軽 量 型</td> <td>1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>普 通 型</td> <td>1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補 修</td> <td rowspan="2">軽 量 型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普 通 型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>		規 格 ・ 仕 様			単 位	新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	補 修	軽 量 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m	普 通 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m
規 格 ・ 仕 様			単 位																																												
新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
補 修	軽 量 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で1車線相当 （3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で2車線相当 （7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
	普 通 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で1車線相当 （3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、 1班編成で2車線相当 （7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
規 格 ・ 仕 様			単 位																																												
新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
補 修	軽 量 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 未満	m																																												
	普 通 型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m																																												
積算上の注意事項		備考																																													

VI-2-⑥-3

語句の削除

工 種	橋梁付属物工(橋梁用伸縮継手装置設置工)
-----	----------------------

改正理由	一部改正		改正	備考
	現	行	現 行	
	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工出来る車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 <small>なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びびはつり工を完了しているものをいう。</small></p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。</p> <p>(6) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。</p> <p>(7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 <small>(材料費は別途計上)</small></p> <p>(8) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章(25)廃運搬」により別途計上する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当りの実施工量(車線相当数)は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 <small>なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びびはつり工を完了しているものをいう。</small></p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。</p> <p>(6) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。</p> <p>(7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 <small>(材料費は別途計上)</small></p> <p>(8) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章(25)廃運搬」により別途計上する。</p>		<p>語句の修正</p>
積算上の注意事項	VI-2-⑥-4			

改正理由	一部改正	改正	
		現 行	

現 行

改 正

備 考

<参考資料> ◆市場単価通用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	伸 縮 装 置 型 番	【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】				特 殊 形 式	特 殊 材 質	特 殊 塗 装	特 殊 注 意 事 項
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類 形 式				
アサヒ	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	
		MF-35, 50-1	○	○	○	○	35~50	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	
		MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○	○	○	○	60~135	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	
橋 梁 研 究 所	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○	○	○	○	20~50	6.24	65.70~89.1	○	○	○	○	誘導板別途
		KMA-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	14.17~29.39	57.6~169.74	○	○	○	○	二重止水構造付き誘導板別途
		KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○	○	○	○	60~160	14.17~29.39	61.20~174.96	○	○	○	○	二重止水構造付き誘導板別途
シ ー ヴ ェ ー	シーバックジョイント	SP-60, 80, 110, 160KMA	○	○	○	○	60~160	12.86~14.36	81.36~151.92	○	○	○	○	
		TR-50	○	○	○	○	50	1.99	13.86	○	○	○	○	
		SS-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント	SS-40V	○	○	○	○	40	6.2	67.5	○	○	○	○	
		ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○	○	○	○	20~80	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○
	ST ジョイント	ST-80G	○	○	○	○	80	9.4	162.3	○	○	○	○	誘導板付き
		GLH-20, 30, 40, 50	○	○	○	○	20~50	6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	#
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○	○	○	○	20~100	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#
	VM ジョイント	VM	○	○	○	○	20	6.2	31.5	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm
	SS-V ジョイント(歩道用)	SS-V, SS-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	
	AI ジョイント	AI J-20, 30	○	○	○	○	20~30	4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40	○	○	○	○	40	4.0	40.5	○	○	○	○	
		SBH-60, 80	○	○	○	○	60~80	4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	

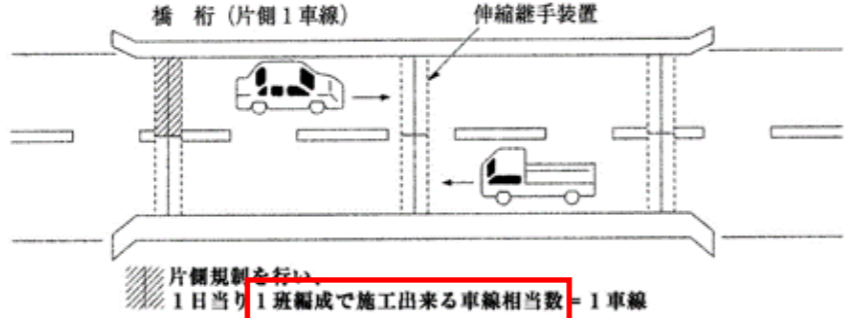
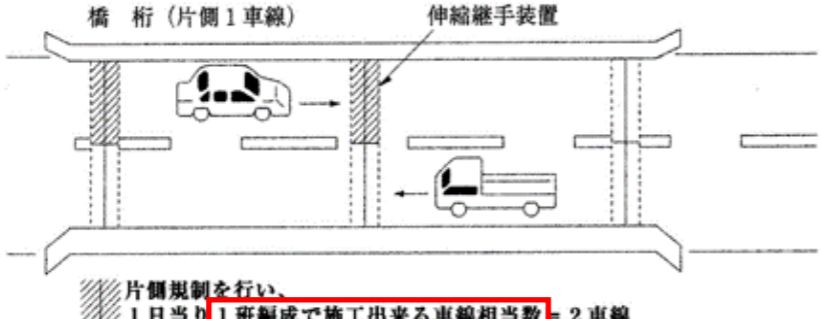
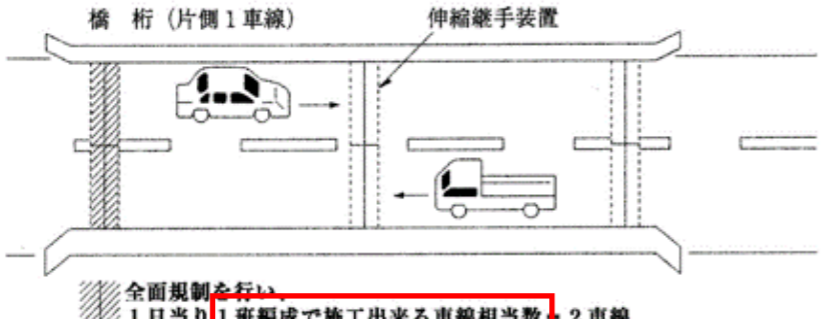
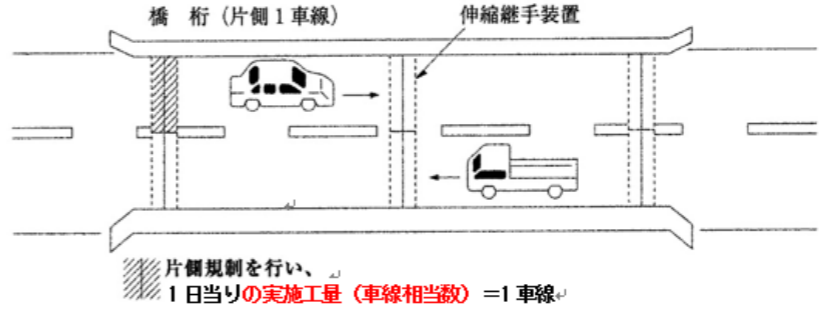
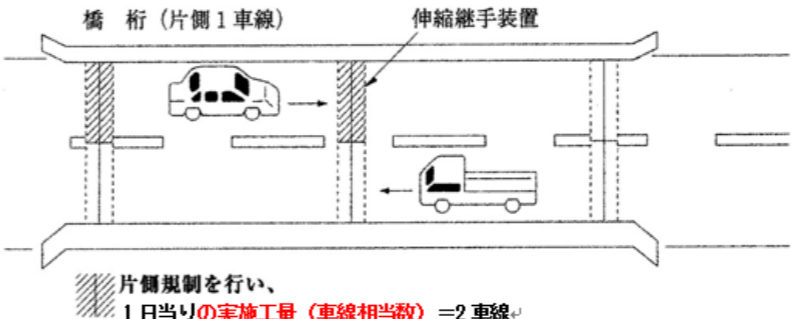
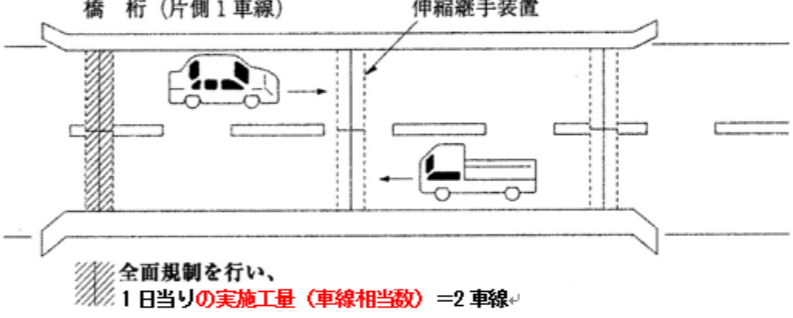
※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

<参考資料> ◆市場単価通用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	伸 縮 装 置 型 番	【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】				特 殊 形 式	特 殊 材 質	特 殊 塗 装	特 殊 注 意 事 項
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類 形 式				
アサヒ	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	
		MF-35, 50-1	○	○	○	○	35~50	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	
		MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○	○	○	○	60~135	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	
橋 梁 研 究 所	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50, KMS III-50W	○	○	○	○	20~50	6.24	65.70~154.8	○	○	○	○	誘導板別途
		KMS II-20N, 35N, 50N, KMS III-50IN	○	○	○	○	20~50	6.24	65.70~154.8	○	○	○	○	二重止水構造付き誘導板別途
		KMA-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	14.17~29.39	57.6~169.74	○	○	○	○	誘導板別途
シ ー ヴ ェ ー	シーバックジョイント	SP-60MA, 80MA, 110MA, 160MA	○	○	○	○	60~160	12.86~14.36	81.36~151.92	○	○	○	○	
		TR-50	○	○	○	○	50	1.99	13.86	○	○	○	○	
		SS-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント	SS-40V	○	○	○	○	40	6.2	67.5	○	○	○	○	
		ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○	○	○	○	20~80	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○
	ST ジョイント	ST-80G	○	○	○	○	80	9.4	162.3	○	○	○	○	誘導板付き
		GLH-20, 30, 40, 50	○	○	○	○	20~50	6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	#
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○	○	○	○	20~100	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#
	VM ジョイント	VM	○	○	○	○	20	6.2	31.5	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm
	SS-V ジョイント(歩道用)	SS-V, SS-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○	○	○	○	20~30	4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40	○	○	○	○	40	4.0	40.5	○	○	○	○	
		SBH-60, 80	○	○	○	○	60~80	4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

表項目の修正

改正理由	一部改正	改正 現行	
現行	改正	備考	
<p>概要図〔参考〕</p> <p>1) 1車線単価(補修)</p>  <p>片側規制を行い、 1日当り1班編成で施工出来る車線相当数=1車線</p> <p>2) 2車線単価(補修)</p>  <p>片側規制を行い、 1日当り1班編成で施工出来る車線相当数=2車線</p>  <p>全面規制を行い、 1日当り1班編成で施工出来る車線相当数=2車線</p> <p>VI-2-⑥-10</p>	<p>概要図〔参考〕</p> <p>1) 1車線単価(補修)</p>  <p>片側規制を行い、 1日当りの実施工量(車線相当数)=1車線</p> <p>2) 2車線単価(補修)</p>  <p>片側規制を行い、 1日当りの実施工量(車線相当数)=2車線</p>  <p>全面規制を行い、 1日当りの実施工量(車線相当数)=2車線</p>	<p>語句の修正</p>	
積算上の注意事項			

工種	橋梁付属物工(橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工)
----	-------------------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																				
現行		改正																																																				
<p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。</p> <p>表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設</td> <td>舗装厚内型</td> <td>後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床版箱抜型</td> <td>先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修</td> <td rowspan="2">舗装厚内型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修</td> <td rowspan="2">床版箱抜型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>VI-2-⑥-14</p>		規格・仕様		単位	新設	舗装厚内型	後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m	床版箱抜型	先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m		後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m	補修	舗装厚内型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)	m	補修	床版箱抜型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)	m	<p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。</p> <p>表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設</td> <td>舗装厚内型</td> <td>後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床版箱抜型</td> <td>先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修</td> <td rowspan="2">舗装厚内型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修</td> <td rowspan="2">床版箱抜型</td> <td>1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>		規格・仕様		単位	新設	舗装厚内型	後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m	床版箱抜型	先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m		後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m	補修	舗装厚内型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)	m	補修	床版箱抜型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)	m	2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)	m	備考
規格・仕様		単位																																																				
新設	舗装厚内型	後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m																																																			
	床版箱抜型	先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m																																																			
		後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m																																																			
補修	舗装厚内型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)	m																																																			
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)	m																																																			
補修	床版箱抜型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で1車線相当(3.6m標準)	m																																																			
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1班編成で2車線相当(7.2m標準)	m																																																			
規格・仕様		単位																																																				
新設	舗装厚内型	後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m																																																			
	床版箱抜型	先付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m																																																			
		後付工法 1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m																																																			
補修	舗装厚内型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)	m																																																			
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)	m																																																			
補修	床版箱抜型	1車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当(3.6m標準)	m																																																			
		2車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工(埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当(7.2m標準)	m																																																			
積算上の注意事項			語句の削除																																																			

改正理由	一部改正	改正 現 行	
現 行		改 正	
	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工できる車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表 2.1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 加算額（本体材料費）の計上において、設計断面積（㎡）は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材、及びロスを含まない）とする。</p> <p>(4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。（材料費は別途計上）</p> <p>(5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当りの実施工量（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表 2.1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 加算額（本体材料費）の計上において、設計断面積（㎡）は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材、及びロスを含まない）とする。</p> <p>(4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。（材料費は別途計上）</p> <p>(5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>備考</p> <p>語句の修正</p>
積算上の注意事項	VI-2-⑥-15		

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																													
現	行	改	正																																																												
<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>樹脂モルタル 舗装工</th> <th>景観透水性 舗装工</th> <th>樹脂系すべり 止め舗装工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(100㎡以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(50㎡未満) 20%</td> <td>(50㎡未満) 20%</td> <td>(100㎡未満) 20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>階段ステップ部</td> <td>K₃</td> <td>1.25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装面の施工</td> <td>K₅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>トップコート無しの場合</td> <td>K₆</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>施工幅員が1.0m以下の場合</td> <td>K₇</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。 ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。 2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。 3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用可能とする。 4. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注)設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 共通事項 1) 各区分の工法は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 工法の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>目 地 模 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>樹脂系すべり止め舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-2-⑦-3</p>		区 分	記号	樹脂モルタル 舗装工	景観透水性 舗装工	樹脂系すべり 止め舗装工	加算率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%	S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10	トップコート無しの場合	K ₆	—	—	0.90	施工幅員が1.0m以下の場合	K ₇	—	—	1.20	区 分	目 地 模 様	樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。 ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。 2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。 3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用可能とする。 4. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注)設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×……×K_n)</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		備考
区 分	記号	樹脂モルタル 舗装工	景観透水性 舗装工	樹脂系すべり 止め舗装工																																																											
加算率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%																																																										
		S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%																																																										
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05																																																										
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10																																																										
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—																																																										
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90																																																										
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10																																																										
	トップコート無しの場合	K ₆	—	—	0.90																																																										
	施工幅員が1.0m以下の場合	K ₇	—	—	1.20																																																										
区 分	目 地 模 様																																																														
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																														
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																														
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。																																																														
積算上の注意事項		語句の修正																																																													

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																				
	現 行	改 正	備 考																																																																																																				
	<p>(注) 施工規模加算 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">標識柱・基礎</th> <th colspan="3">標識柱</th> <th colspan="2">標識板</th> <th>添架式標識板 取付金具</th> <th>基 礎</th> </tr> <tr> <th>路側式</th> <th>片持式</th> <th>門型式</th> <th>案内 (新設)</th> <th>案内 (移設)</th> <th>案内以外</th> <th>信号・ 照明柱</th> <th>歩道橋</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加 算 率</td> <td rowspan="3">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>5基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>10㎡以上 0%</td> <td>10㎡以上 0%</td> <td>5基以上 0%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>3~4基 15%</td> <td>2基 40%</td> <td>2基 40%</td> <td>10㎡未満 5%</td> <td>10㎡未満 30%</td> <td>3~4基 15%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>2基以下 25%</td> <td>1基 100%</td> <td>1基 100%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2基以下 25%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補 正 係 数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.15</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.30</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>1.35</td> <td>1.50</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>障害物のある場合</td> <td>K₃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>門型式標識柱の基礎の場合</td> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>K₅</td> <td>1.10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。 2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p>	区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式標識板 取付金具	基 礎	路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	信号・ 照明柱	歩道橋		加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—	S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 5%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—	S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	1.25	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	1.10	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—	<p>現行どおり</p>	
区 分	記号			標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式標識板 取付金具	基 礎																																																																																											
		路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	信号・ 照明柱	歩道橋																																																																																														
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—																																																																																													
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 5%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—																																																																																													
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—																																																																																													
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05																																																																																													
	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25																																																																																													
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	1.25																																																																																													
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	1.10																																																																																													
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—																																																																																													
	<p style="text-align: center;">表2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th>標識柱・基礎</th> <th colspan="2">標識柱</th> <th colspan="2">標識板</th> <th>添架式 標識板</th> <th>基 礎</th> </tr> <tr> <th>路側式</th> <th>片持式</th> <th>門型式</th> <th>案内</th> <th>案内以外</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加 算 率</td> <td rowspan="3">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>5基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>10㎡以上 0%</td> <td>5基以上 0%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>3~4基 15%</td> <td>2基 40%</td> <td>2基 40%</td> <td>10㎡未満 30%</td> <td>3~4基 15%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>2基以下 25%</td> <td>1基 100%</td> <td>1基 100%</td> <td>—</td> <td>2基以下 25%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補 正 係 数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.15</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>夜 間 作 業</td> <td>K₂</td> <td>1.50</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.50</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p>	区 分	記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式 標識板	基 礎	路側式	片持式	門型式	案内	案内以外			加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—	S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—	S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—	補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05	夜 間 作 業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35	<p>現行どおり</p>	<p>記載の修正</p>																																							
区 分	記号			標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式 標識板	基 礎																																																																																													
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外																																																																																																	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—																																																																																														
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—																																																																																														
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—																																																																																														
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05																																																																																														
	夜 間 作 業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35																																																																																														
VI-2-⑧-6																																																																																																							
積算上の注意事項																																																																																																							

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																		
現	行	改 正	備 考																		
<p>2-4 加算額</p> <p style="text-align: center;">表2.18 加算額の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適 用 基 準</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">加算額</td> <td>曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種類を問わず)</td> <td>路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱後ごとの金額を加算する。</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>標識板の裏面塗装</td> <td>片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルトの材料価格</td> <td>基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> <tr> <td>取付金具の材料価格</td> <td>照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量する毎に金額を加算する。</td> <td style="text-align: center;">段</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費＝(設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3) (注1) 設計単価＝(標準の市場単価) × (1 + S₁ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × …… × K_n) ただし、S₁ or S₂ と K_i は重複使用しない。 (注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。 (注3) 加算額総金額＝加算額 × 総数量</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(1) 標識柱・基礎設置 路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。オフホワイト(乳白色)は白色、景観色ともに適用外。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。</p> <p>(2) 標識板設置 警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の置き場等に搬出する費用は含まない。 嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。</p> <p>(3) 添架式標識板取付金具設置 歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。設置費は、取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分を含む。</p> <p>(4) 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。</p> <p>(5) 加算額 φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。</p> <p>(6) その他 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。</p> </div>		区 分	適 用 基 準	単 位	備 考	加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種類を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱後ごとの金額を加算する。	本	対象数量	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	㎡	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量する毎に金額を加算する。	段	<p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(1) 標識柱・基礎設置 路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。オフホワイト(乳白色)は白色、景観色ともに適用外以外の塗装色となるため適用外。 路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。</p> <p>(2) 標識板設置 警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の置き場等に搬出する費用は含まない。 嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。</p> <p>(3) 添架式標識板取付金具設置 歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。設置費は、取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。</p> <p>(4) 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。</p> <p>(5) 加算額 φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。</p> <p>(6) その他</p> </div>	記載の修正
区 分	適 用 基 準	単 位	備 考																		
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種類を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱後ごとの金額を加算する。	本	対象数量																	
	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	㎡																		
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg																		
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量する毎に金額を加算する。	段																		
積算上の注意事項																					

改正理由	一部改正	改正 現行	備考								
現	行	改 正	備 考								
<p>⑨ 道路付属物設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路紙、車線分離標、境界紙の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 以下の設置及び撤去作業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）およびスノーボール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）。 2) 境界杭（コンクリート製）。 3) 道路紙。 4) 車線分離標（ラバーボール、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 5) 境界紙（金属製）。 <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合。 2) 自発光式及び電気式の製品を用いる場合。 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）。 4) 表 1.1 による場合。 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合。 6) 道路紙のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。 7) 車線分離標のうち、ボール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 8) 境界紙のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合。 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 		<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>語句の修正</p>								
<p style="text-align: center;">表 1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">視線誘導標</td> <td style="padding: 2px;">二眼視線誘導標</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道 路 紙</td> <td style="padding: 2px;">三眼視線誘導標</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">線形誘導標示板</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">交 差 点 紙</td> </tr> </table>		視線誘導標	二眼視線誘導標	道 路 紙	三眼視線誘導標		線形誘導標示板		交 差 点 紙		
視線誘導標	二眼視線誘導標										
道 路 紙	三眼視線誘導標										
	線形誘導標示板										
	交 差 点 紙										
VI-2-⑨-1											
積算上の注意事項											

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																															
現	行	改	正																																																																																														
<p>2-2 市場単価の規格・仕様 道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 視線誘導標設置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">土 中 建 込 用</td> <td rowspan="3">両面反射</td> <td>反射体 径 φ100 以下</td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ89</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">片面反射</td> <td rowspan="3">反射体 径 φ100 以下</td> <td></td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ89</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">コンクリート建込用 (穿孔含む)</td> <td rowspan="3">両面反射</td> <td>反射体 径 φ100 以下</td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ89</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">コンクリート建込用 (穿孔含まない)</td> <td rowspan="3">両面反射</td> <td>反射体 径 φ100 以下</td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ89</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支柱径 φ60.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">防護柵取付用</td> <td rowspan="3">両面反射</td> <td>反射体 径 φ100 以下</td> <td>バンド式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボルト式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かぶせ式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>バンド式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バンド式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボルト式</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">構造物取付用</td> <td rowspan="3">両面反射</td> <td>反射体 径 φ100 以下</td> <td>側壁用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベースプレート式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベースプレート式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">反射体 径 φ300</td> <td></td> <td>側壁用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベースプレート式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベースプレート式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑨-4</p>		規 格 ・ 仕 様		単 位	土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34		支柱径 φ60.5		支柱径 φ89	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5		支柱径 φ34		支柱径 φ60.5	片面反射	反射体 径 φ100 以下		支柱径 φ34		支柱径 φ60.5		支柱径 φ89	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5		支柱径 φ34		支柱径 φ60.5	コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34		支柱径 φ60.5		支柱径 φ89	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5		支柱径 φ34		支柱径 φ60.5	コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34		支柱径 φ60.5		支柱径 φ89	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5		支柱径 φ34		支柱径 φ60.5	防護柵取付用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式		ボルト式		かぶせ式	反射体 径 φ300		バンド式		バンド式		ボルト式	構造物取付用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用		ベースプレート式		ベースプレート式	反射体 径 φ300		側壁用		ベースプレート式		ベースプレート式	<p>2-2 市場単価の規格・仕様 道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		備考
規 格 ・ 仕 様		単 位																																																																																															
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ89																																																																																														
	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
片面反射	反射体 径 φ100 以下		支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ89																																																																																														
	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ89																																																																																														
	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ89																																																																																														
	反射体 径 φ300		支柱径 φ60.5																																																																																														
			支柱径 φ34																																																																																														
			支柱径 φ60.5																																																																																														
防護柵取付用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式																																																																																														
			ボルト式																																																																																														
			かぶせ式																																																																																														
	反射体 径 φ300		バンド式																																																																																														
			バンド式																																																																																														
			ボルト式																																																																																														
構造物取付用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用																																																																																														
			ベースプレート式																																																																																														
			ベースプレート式																																																																																														
	反射体 径 φ300		側壁用																																																																																														
			ベースプレート式																																																																																														
			ベースプレート式																																																																																														
積算上の注意事項			語句の修正																																																																																														

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																										
現 行		改 正																																																																																																										
<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p>表2.9 加算率・補正係数の数値(設置工)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>視線誘導標 (30本以上)</th> <th>境界杭 (30本以上)</th> <th>道路錐 (30個以上)</th> <th>車線分離標 (30本以上)</th> <th>境界錐 (30枚以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率 施工規模</td> <td>S₀</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(10本以上 30本未満) 10%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10個以上 30個未満) 5%</td> <td>(10本以上 30本未満) 5%</td> <td>(10枚以上 30枚未満) 20%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(10本未満) 15%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10個未満) 10%</td> <td>(10本未満) 10%</td> <td>(10枚未満) 30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制 約を受け る場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 夜間作業</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。 ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>視線誘導標 (30本以上)</th> <th>境界杭 (30本以上)</th> <th>道路錐 (30個以上)</th> <th>車線分離標 (30本以上)</th> <th>境界錐 (30枚以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率 施工規模</td> <td>S₀</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10個以上 30個未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10枚以上 30枚未満) 20%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10個未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10枚未満) 30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制 約を受け る場合</td> <td>K₁</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 夜間作業</td> <td>K₁</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。 ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p>		区 分	記号	視線誘導標 (30本以上)	境界杭 (30本以上)	道路錐 (30個以上)	車線分離標 (30本以上)	境界錐 (30枚以上)	加算率 施工規模	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%	S ₁	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%	S ₂	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%	補正係数 時間的制 約を受け る場合	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50	補正係数 夜間作業	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50	区 分	記号	視線誘導標 (30本以上)	境界杭 (30本以上)	道路錐 (30個以上)	車線分離標 (30本以上)	境界錐 (30枚以上)	加算率 施工規模	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%	S ₁	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%	S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%	補正係数 時間的制 約を受け る場合	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	補正係数 夜間作業	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	<p>現行どおり</p> <p>ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p> <p>現行どおり</p> <p>ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。</p> <p>現行どおり</p>		<p>備考</p> <p>語句の削除</p> <p>語句の削除</p>
区 分	記号	視線誘導標 (30本以上)	境界杭 (30本以上)	道路錐 (30個以上)	車線分離標 (30本以上)	境界錐 (30枚以上)																																																																																																						
加算率 施工規模	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%																																																																																																						
	S ₁	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%																																																																																																						
	S ₂	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%																																																																																																						
補正係数 時間的制 約を受け る場合	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20																																																																																																						
	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50																																																																																																						
補正係数 夜間作業	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20																																																																																																						
	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50																																																																																																						
区 分	記号	視線誘導標 (30本以上)	境界杭 (30本以上)	道路錐 (30個以上)	車線分離標 (30本以上)	境界錐 (30枚以上)																																																																																																						
加算率 施工規模	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%																																																																																																						
	S ₁	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%																																																																																																						
	S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%																																																																																																						
補正係数 時間的制 約を受け る場合	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20																																																																																																						
	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50																																																																																																						
補正係数 夜間作業	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20																																																																																																						
	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50																																																																																																						
積算上の注意事項																																																																																																												

改正理由	一部改正	改正	備考
		現行	

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

(9) 道路付属物撤去工 (道路鉋)

施工歩掛コード	SF583		施工単位	個
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	J 4
各 種	施工区分	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正
	①穿孔式 ②貼付式	①30個以上(標準) ②10個以上30個未満 ③10個未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) J 2条件で②又は③を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

(10) 道路付属物撤去工 (車線分離標)

施工歩掛コード	SF585		施工単位	本
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	J 4
各 種	施工区分	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正
	①穿孔式(1本脚) ②穿孔式(3本脚) ③貼付式	①30本以上(標準) ②10以上30本未満 ③10本未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) J 2条件で②又は③を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

(11) 道路付属物撤去工 (境界鉋)

施工歩掛コード	WB812390		施工単位	枚
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	
各 種	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正	
	①30枚以上(標準) ②10枚以上30枚未満 ③10枚未満	①無 ②有	①無 ②有	

(注) J 1条件で②又は③を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。

VI-2-⑩-13

現行どおり

(10) 道路付属物撤去工 (車線分離標)

施工歩掛コード	SF585		施工単位	本
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	J 4
各 種	施工区分	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正
	①穿孔式(1本脚) ②穿孔式(3本脚) ③貼付式	①30本以上(標準) ②10本以上30本未満 ③10本未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) J 2条件で②又は③を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

現行どおり

語句の追加

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 — 現行	
------	------	---------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

⑩ 公園植栽工

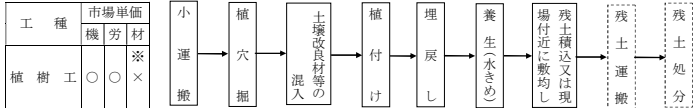
1. 適用範囲

- 本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。
- 1-1 市場単価が適用出来る範囲
 (1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。
- 1-2 市場単価を適用出来ない範囲
 (1) 特別調査等別途考慮するもの
 (2) 日本庭園における植栽工事の場合。
 (3) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
 (4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。
 (5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 (6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

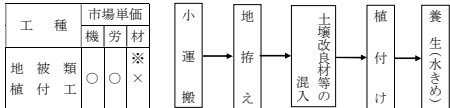
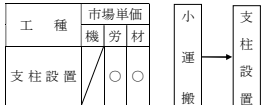
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。
 2. ※については、施工単価入力基準表 (SF599) で考慮されているため別途計上する必要はない。



- (注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。
 2. ※については、施工単価入力基準表 (SF609) で考慮されているため別途計上する必要はない。

VI-2-⑩-1

⑩ 公園植栽工

1. 適用範囲

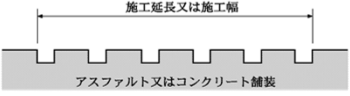
- 本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。
- 1-1 市場単価が適用出来る範囲
 (1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。
- 1-2 市場単価を適用出来ない範囲
 (1) 特別調査等別途考慮するもの
 (2) 日本庭園における植栽工事の場合。
 (3) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
 (4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。
 (5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 (6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。
 (7) 夜間作業の場合。

現行どおり

語句の追加

積算上の注意事項

改 正 理 由	一部改正	改 正 現 行																																									
現	行	改 正	備 考																																								
<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="border: 2px solid red;"> <caption>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>補正係数 舗装面</td> <td>舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの合計数量で判断すること。 2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。 3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。 4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <caption>表2.3 加算率・補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>グルーピング工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>100㎡以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>100㎡未満 20%</td> </tr> <tr> <td>補正係数 舗 装 面</td> <td>K₁</td> <td>1.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注）×設計数量 （注） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁/100）×（K₁）</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。 (2) 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。</p>		規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	補正係数 舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量	区 分	記号	グルーピング工	加算率 施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	S ₁	100㎡未満 20%	補正係数 舗 装 面	K ₁	1.70	<p>現行どおり</p> <table border="1"> <caption>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>補正係数 舗装面</td> <td>舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの合計数量で判断すること。 2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。 3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。 4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。</p> <p>現行どおり</p>		規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	補正係数 舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量	<p>語句の削除</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																								
加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量																																								
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁																																									
補正係数 舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量																																								
区 分	記号	グルーピング工																																									
加算率 施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%																																									
	S ₁	100㎡未満 20%																																									
補正係数 舗 装 面	K ₁	1.70																																									
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																								
加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量																																								
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁																																									
補正係数 舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量																																								
積算上の注意事項																																											

改正理由	一部改正	改正 現行																																																							
現 行		改 正																																																							
<p>4. 施工単価入力基準表 (1) グルーピング工</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF721</td> <td>施工単位</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.1)</td> <td>施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満</td> <td>舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の入力数量は、施工対象面積である。 2. J 2の条件の判定は、1工事におけるアスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの合計数量で判断すること。</p> <p>表 4.1 規格・仕様</p> <table border="1"> <tr> <td>規 格・仕 様</td> <td>入 力 番 号</td> </tr> <tr> <td>縦方向</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>横方向</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>横方向</td> <td>③</td> </tr> </table> <p>(2) グルーピング工(路面排水用)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF725</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td colspan="3">J 1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> </tr> </table> <p>(注) 上表の入力数量は、溝1本分の全施工延長である。</p> <p>< 参 考 > 施工対象面積 = 施工延長 × 施工幅</p> 		施工歩掛コード	SF721	施工単位	m ²	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	規格・仕様 (表 4.1)	施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満	舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	規 格・仕 様	入 力 番 号	縦方向	①	横方向	②	横方向	③	施工歩掛コード	SF725	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1			舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装			<p>4. 施工単価入力基準表 (1) グルーピング工</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF721</td> <td>施工単位</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.1)</td> <td>施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満</td> <td>舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の入力数量は、施工対象面積である。 2. J 2の条件の判定は、1工事におけるアスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの合計数量で判断すること。</p> <p>現行どおり</p>		施工歩掛コード	SF721	施工単位	m ²	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	規格・仕様 (表 4.1)	施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満	舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	備考
施工歩掛コード	SF721	施工単位	m ²																																																						
施工区分	入 力 条 件																																																								
各 種	J 1	J 2	J 3																																																						
	規格・仕様 (表 4.1)	施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満	舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装																																																						
規 格・仕 様	入 力 番 号																																																								
縦方向	①																																																								
横方向	②																																																								
横方向	③																																																								
施工歩掛コード	SF725	施工単位	m																																																						
施工区分	入 力 条 件																																																								
各 種	J 1																																																								
	舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装																																																								
施工歩掛コード	SF721	施工単位	m ²																																																						
施工区分	入 力 条 件																																																								
各 種	J 1	J 2	J 3																																																						
	規格・仕様 (表 4.1)	施工規模 ①100㎡以上(標準) ②100㎡未満	舗装面種類 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装																																																						
積算上の注意事項		語句の削除																																																							

工 種	鉄筋挿入工(ロックボルト工)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考											
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工(ロックボルト工)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 法面における鉄筋挿入工(ロックボルト工)のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長1m以上5m以下、削孔径42mm以上65mm以下、法面垂直高さ30m以下。 2) 削孔が仮設足場(単管足場)または土足場となる場合：削孔長1m以上5m以下、削孔径42mm以上65mm以下、法面垂直高さ40m以下(ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが1m以下)。 3) 削孔がロープ足場(命綱)となる場合：削孔長1m以上2m以下、削孔径42mm以上50mm以下、法面垂直高さ40m以下。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 自穿孔材による施工の場合。 2) 逆巻き施工の場合。 3) 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合。 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合。 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なる判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>鉄筋挿入工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※×</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。 2. 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。 3. ※鋼材の材料費、グラウト材の材料費、頭部処理の材料費(角座金、ナット、ワッシャー、オイルキャップ、グリス等)については、施工単価入力基準(SF701)により考慮されるため、別途計上する必要はない。 4. 市場単価には、頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用出来る。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑭-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋挿入工	○	○	※×	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の追加 番号の修正</p>
工 種	市場単価													
	機	労	材											
鉄筋挿入工	○	○	※×											
積算上の注意事項														

工 種	鉄筋挿入工(ロックボルト工)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

工 種	市場単価			上 下 移 動
	機	労	材	
削孔機械の 上下移動	/	○	/	

(注) 1. 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工 種	市場単価			設 置 ・ 撤 去
	機	労	材	
仮設足場の 設置・撤去	/	○	○	

(注) 1. 現場条件Ⅱにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は3.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様
鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は下記のとおりである。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単 位	
	現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別(鋼材挿入・ グラウト注入・頭部処 理時)	法面垂直高さ	削孔長		削孔径
I	—	—	ロープ足場 (命綱)	30m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
II			仮設足場(単管足場) または土足場	40m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
III			ロープ足場(命綱)	40m以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m

現場条件 I : 削孔に要する重機の搬入が可能な場合

II : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

III : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合

VI-2-④-2



現行どおり

2-2 市場単価の規格・仕様
鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単 位	
	現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別(鋼材挿入・ グラウト注入・頭部処 理時)	法面垂直高さ	削孔長		削孔径
I	—	—	ロープ足場 (命綱)	30m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
II			仮設足場(単管足場) または土足場	40m以下 (ただし、機 械設置基面か ら削孔位置ま での高さが1m 以下)	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
III			ロープ足場(命綱)	40m以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m

現場条件 I : 削孔に要する重機の搬入が可能な場合

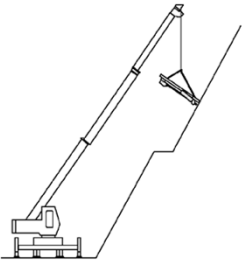
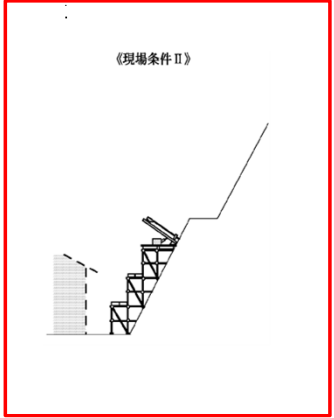
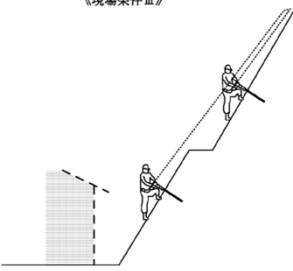
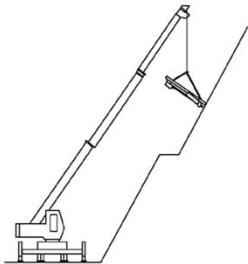
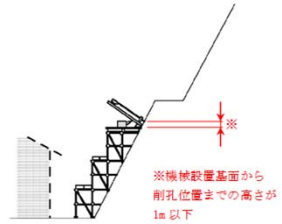
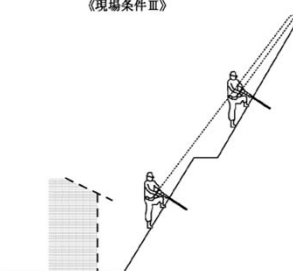
II : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

III : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合

語句の修正

語句の追加

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正 現行									
現 行	改 正		備 考								
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>《現場条件Ⅰ》</p>  </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>《現場条件Ⅱ》</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>《現場条件Ⅲ》</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>表2-2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>規格・仕様</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>上下移動</td> <td>回</td> </tr> </table> <p>表2-3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>規格・仕様</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>設置・撤去</td> <td>箇所</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">VI-2-④-3</p>	規格・仕様	単位	上下移動	回	規格・仕様	単位	設置・撤去	箇所	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>《現場条件Ⅰ》</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>《現場条件Ⅱ》</p>  <p style="color: red; font-size: small;">※機械設置基面から削孔位置までの高さが1m以下</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>《現場条件Ⅲ》</p>  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">} 現行どおり</p>		<p>記載の追加</p>
規格・仕様	単位										
上下移動	回										
規格・仕様	単位										
設置・撤去	箇所										
積算上の注意事項											